

豊山町役場庁舎等個別計画

令和3年3月

豊山町

目 次

第 1 章 役場庁舎等の長寿命化計画の背景・目的等	1
1. 背景及び目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 対象施設	2
第 2 章 役場庁舎等の実態	5
1. 役場庁舎等を取り巻く状況	5
(1) 人口	5
(2) 財政	6
(3) 公共施設の状況	7
2. 役場庁舎等の建物状況・周辺状況等の実態	8
(1) 棟別施設概要及び年度別整備状況	8
(2) 対象施設の周辺の状況	9
3. 役場庁舎等の運営状況・活用状況等の実態	13
(1) 施設の運営状況	13
(2) 施設関連経費の推移	14
4. 役場庁舎施設等の劣化状況の実態	19
(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価	19
(2) 今後の維持・更新コスト	21
5. 役場庁舎等を取り巻く課題	24
第 3 章 施設整備の基本的な方針等	25
1. 長寿命化計画の基本方針	25
2. 規模・配置計画等の基本方針	26
3. 改修等の基本的な方針	27
(1) 長寿命化の方針	27
(2) 目標使用年数、改修周期の設定	27
第 4 章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	29
1. 改修等の整備水準	29
2. 維持管理の項目・手法等	30

第5章 長寿命化の実施計画	31
1. 改修等の優先順位付けと実施計画	31
(1) 改修等の優先順位付け	31
(2) 実施計画	33
2. 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	34
～維持・更新の課題と今後の方針～	34
第6章 長寿命化計画の継続的運用方針	36
1. 情報基盤の整備と活用	36
2. 推進体制等の整備	36
3. フォローアップ	36
参考資料	
関連計画	37

第 1 章 役場庁舎等の長寿命化計画の背景・目的等

1. 背景及び目的

昨今、全国的に、公共施設等の老朽化が大きな問題となっており、豊山町（以下「本町」という。）においても、今後想定される人口減少、少子高齢化により、財源の減少や社会保障費の増加から、公共施設の老朽化への対応は大きな課題となっています。

また、国が平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、中期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を示しています。そして、各地方公共団体は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することが求められています。

本町では、平成 29 年 3 月に「豊山町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理状況を把握し、長期的な計画のもと効率的かつ効果的な維持管理を推進していくことを示しました。

そこで、この「役場庁舎等個別計画」（以下「本計画」という。）では役場庁舎等の 4 施設について、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、効率的かつ円滑な更新を実現する上で、対象施設の延命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を目的に具体的な対応方針を定めるものとします。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

なお、本計画の策定後も社会情勢や本町の実情等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、豊山町第5次総合計画を上位計画とする「豊山町公共施設等総合管理計画」に即して策定します。

また、平成26年1月24日に総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進」に示される体系上では、本計画は「個別施設計画」に相当し、本町の保有する役場庁舎等の今後のあり方について具体的な方針を示すものです。

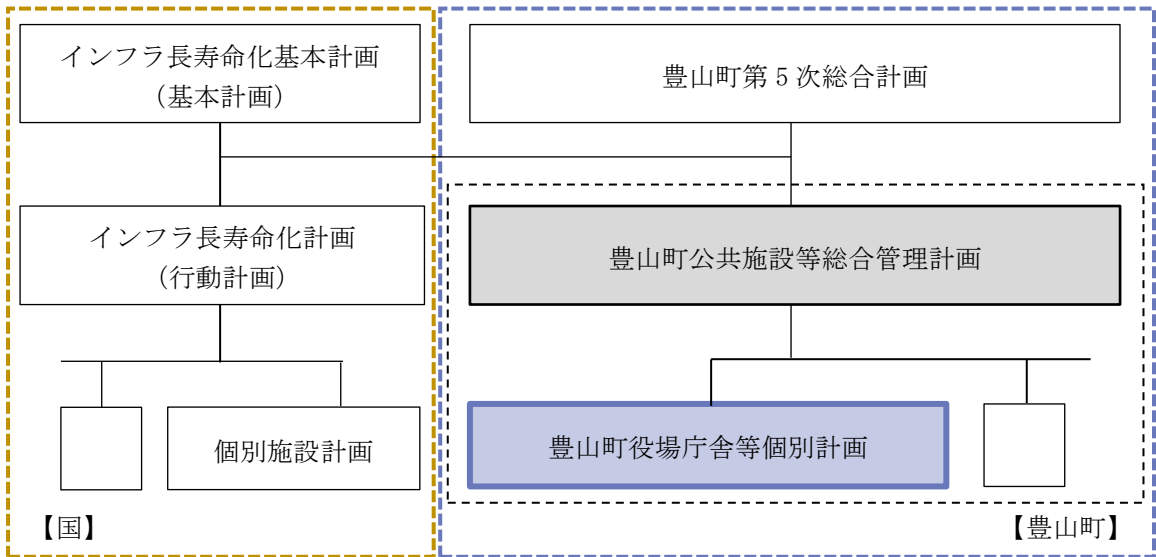


図 1-1 計画の位置づけ

4. 対象施設

本計画の対象施設は、以下の4施設です。

表 1-1 本計画の対象施設

対象施設		住所
1	役場庁舎・複合庁舎	豊山町大字豊場字新栄 260 番地
2	磯吉浦資材倉庫	豊山町大字豊場字八反 1 番地 2
3	高齢者生きがいセンター	豊山町大字豊場字神戸 188 番地
4	し尿中継施設	豊山町大字豊場字山方 1・2 番地

■対象施設の外観

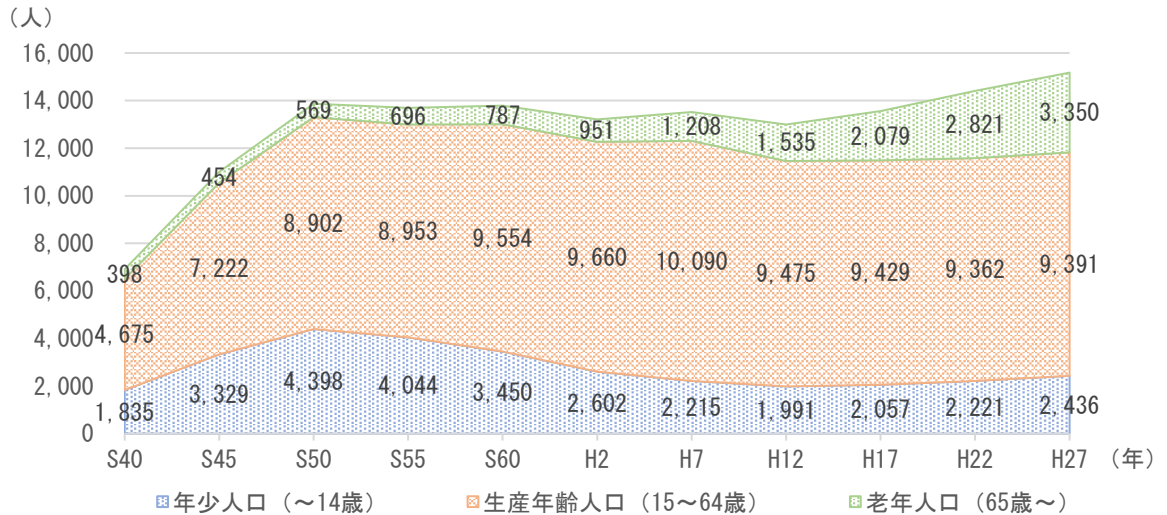
	
役場庁舎	役場庁舎（事務所）
	
複合庁舎	役場庁舎（自転車置場）
	
役場庁舎（車庫棟）	磯吉浦資材倉庫
	
高齢者生きがいセンター	し尿中継施設

第2章 役場庁舎等の実態

1. 役場庁舎等を取り巻く状況

(1) 人口

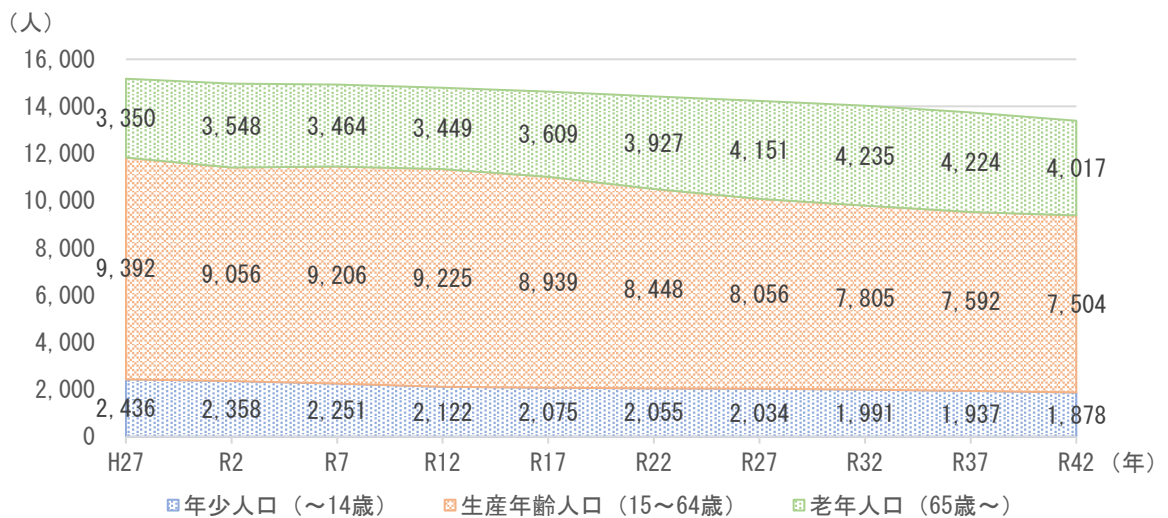
本町の人口は、平成27年の国勢調査では15,177人となり、総人口は過去最大となっています。年齢区分別にみると、年少人口は減少傾向、生産年齢人口は横ばい傾向にありますが、一方で老年人口は増加傾向にあります。



出典 国勢調査

図 2-1 年齢区分別人口の推移 (S40年～H27年)

将来の人口の見通しを年齢区分別にみると年少人口は微減の見通しですが、老年人口は令和32年まで増加傾向にあり、令和42年では約4,000人となる見通しです。



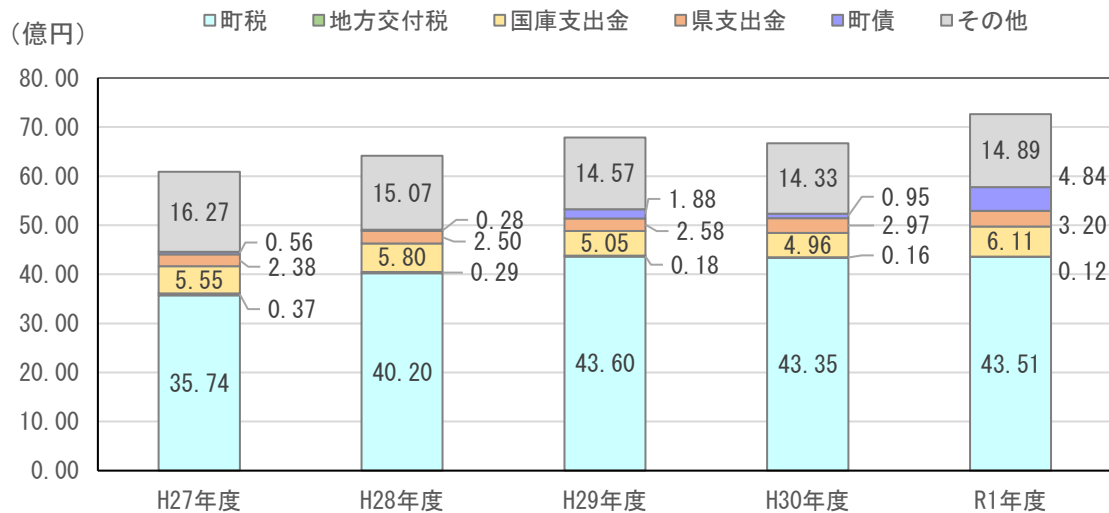
出典 豊山町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

図 2-2 年齢別人口の見通し (H27年～R42年 (H27年は実績値))

(2) 財政

【歳入】

本町の過去5年の歳入をみると、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までに約60億円から70億円で推移しており、平成31年度（令和元年度）では約72.7億円となっています。歳入の中で最も多くの割合を占めている町税については、平成27年と平成31年を比べると約7.8億円増加しています。

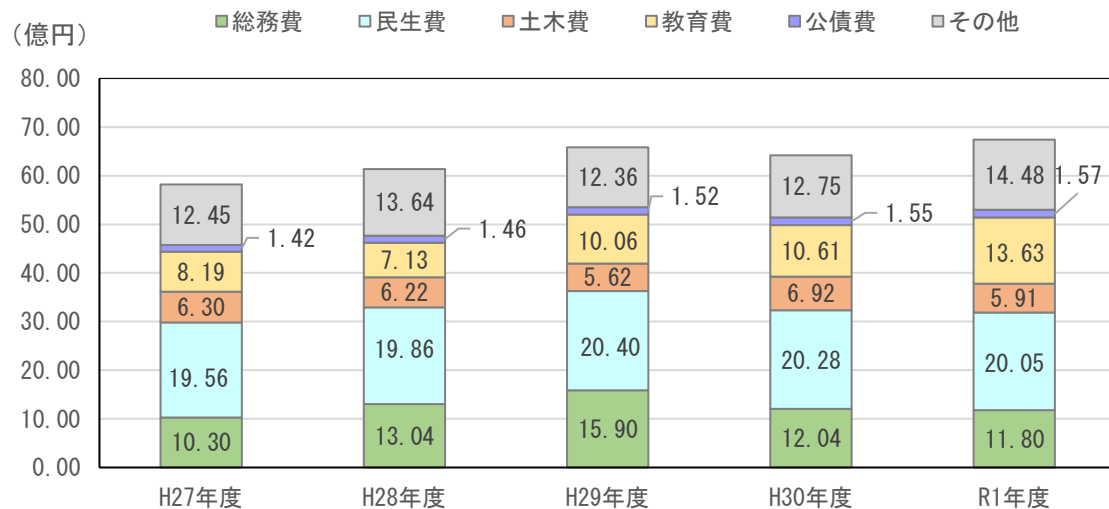


出典 豊山町一般会計歳入歳出決算書

図 2-3 豊山町の過去5年の歳入

【歳出（目的別）】

本町の過去5年の歳出をみると、約60億円前後で推移しており、平成31年度（令和元年度）では約67.5億円となっています。最も多くの割合を占める、民生費は約20億円で推移しています。



出典 豊山町一般会計歳入歳出決算書

図 2-4 豊山町の過去5年の歳出

(3) 公共施設の状況

本町の公共建築物の施設数は 28 施設、総延床面積は約 58,207 m²となっています。延床面積の内訳をみると、以下のとおりです。役場庁舎が分類される庁舎等の 7,113.07 m²と磯吉浦資材倉庫が分類されるその他行政系施設の 438.59 m²、高齢者生きがいセンターが分類される高齢福祉施設 321.65 m²、し尿中継施設 224.30 m²を合わせた総面積 8,097.61 m²は、全体の約 13.9%を占めていることになります。

また、公共施設全体を通して、役場庁舎等は比較的新しい施設ではありますが、建設から 20 年以上経過しています。

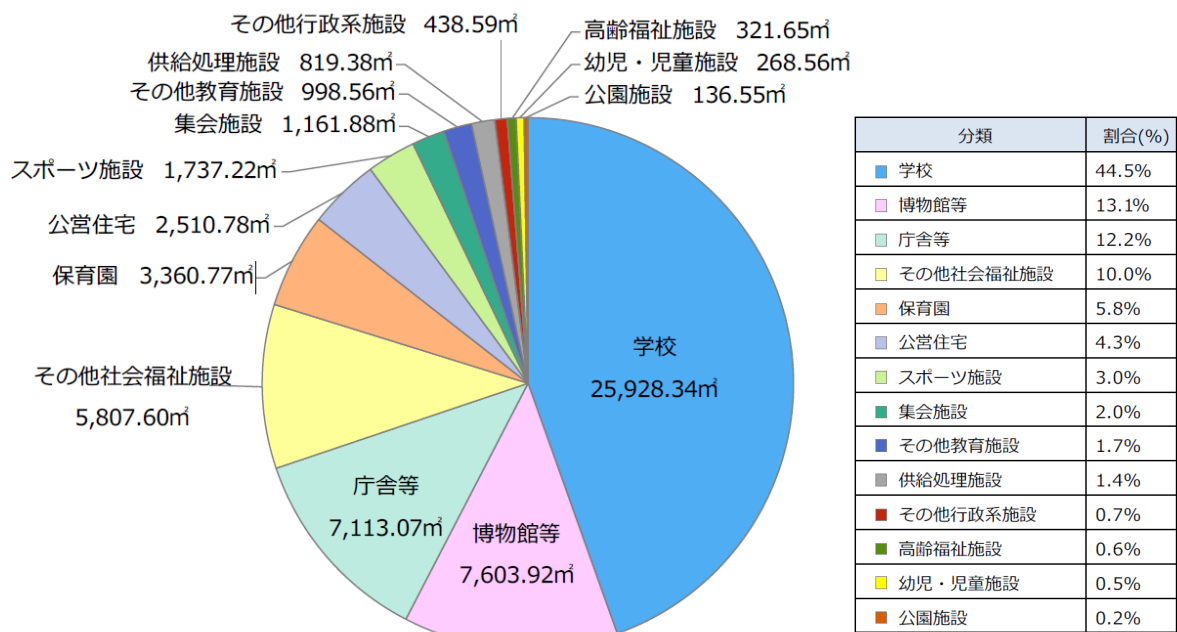


図 2-5 延床面積の割合

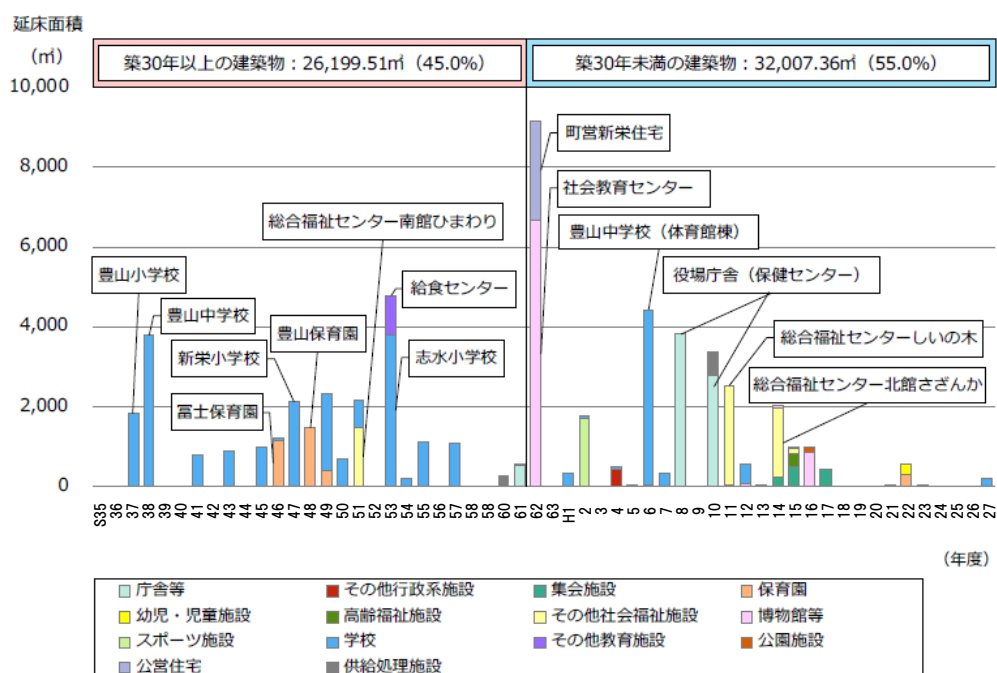


図 2-6 建築年度別の延床面積 出典：豊山町公共施設等総合管理計画

2. 役場庁舎等の建物状況・周辺状況等の実態

(1) 棟別施設概要及び年度別整備状況

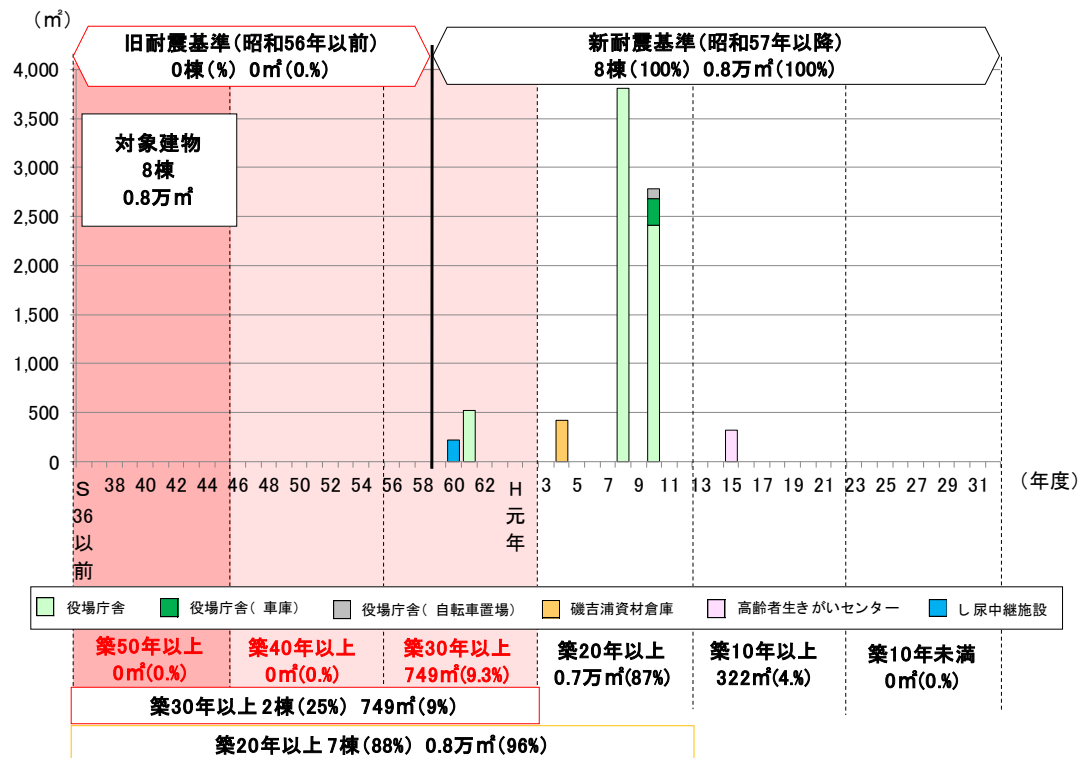
対象となる4施設（全8棟）の棟別概要は以下のとおりです。

旧耐震基準（昭和56年以前建築）や築50年を経過している建物はなく、築30年を経過しているのは、「役場庁舎の事務所」と「し尿中継施設」で全体の面積の9%を占めています。その他は、平成4年以降に建設されている比較的新しい建物です。

表 2-1 対象施設の棟別施設概要

通し番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年度		築年数
						西暦	和暦	
1	役場庁舎	庁舎	SRC	4	3809	1996	H8	24
2	役場庁舎	事務所	S	2	525	1986	S61	34
3	複合庁舎	庁舎	SRC	4	2412	1998	H10	22
4	役場庁舎	車庫	S	1	271	1998	H10	22
5	役場庁舎	自転車置場	S	1	96	1998	H10	22
6	磯吉浦資材倉庫	倉庫	S	1	420	1992	H4	28
7	高齢者生きがいセンター	高齢福祉施設	S	1	322	2003	H15	17
8	し尿中継施設	供給処理施設	S	2	224	1985	S60	35

■ : 築30年以上



(2) 対象施設の周辺の状況

1. 役場庁舎

「役場庁舎」周辺の土地利用は、住宅用地や商業用地が分布しています。「役場庁舎」の敷地は道路に接しており、南東の道路は車による往来が多いのが特徴です。

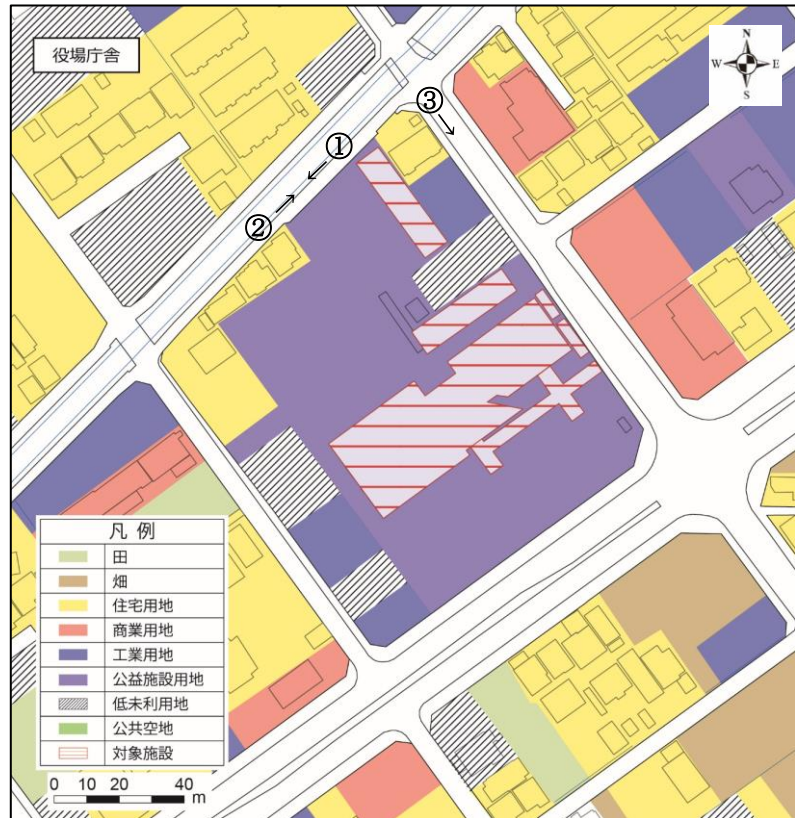


図 2-8 周辺の土地利用現況図



図 2-9 周辺の状況（令和2年（2020年）5月撮影）

2. 磯吉浦資材倉庫

「磯吉浦資材倉庫」は、町境に近接しており、施設の北側には大山川が分岐して流れています。周辺の土地利用は、商業用地や住宅用地となっています。

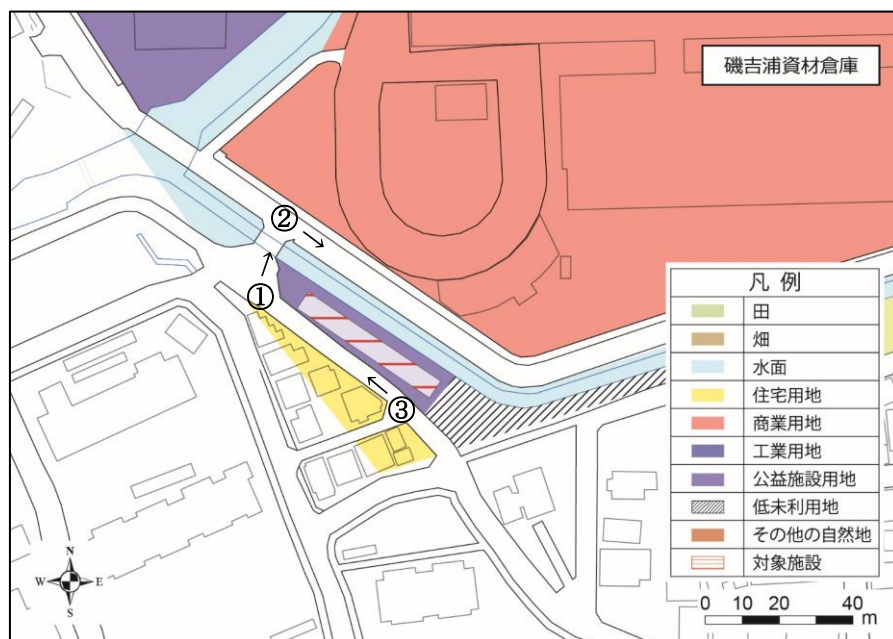


図 2-10 周辺の土地利用現況図

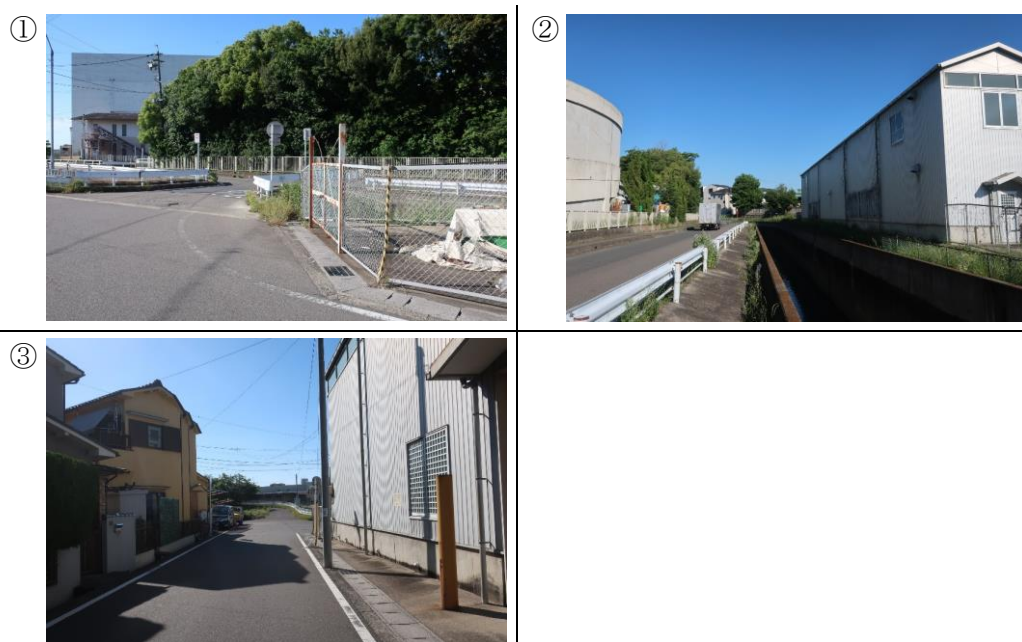


図 2-11 周辺の状況（令和 2 年（2020 年）5 月撮影）

3. 高齢者生きがいセンター

「高齢者生きがいセンター」周辺の土地利用は、住宅用地や田、工業用地等が分布しています。

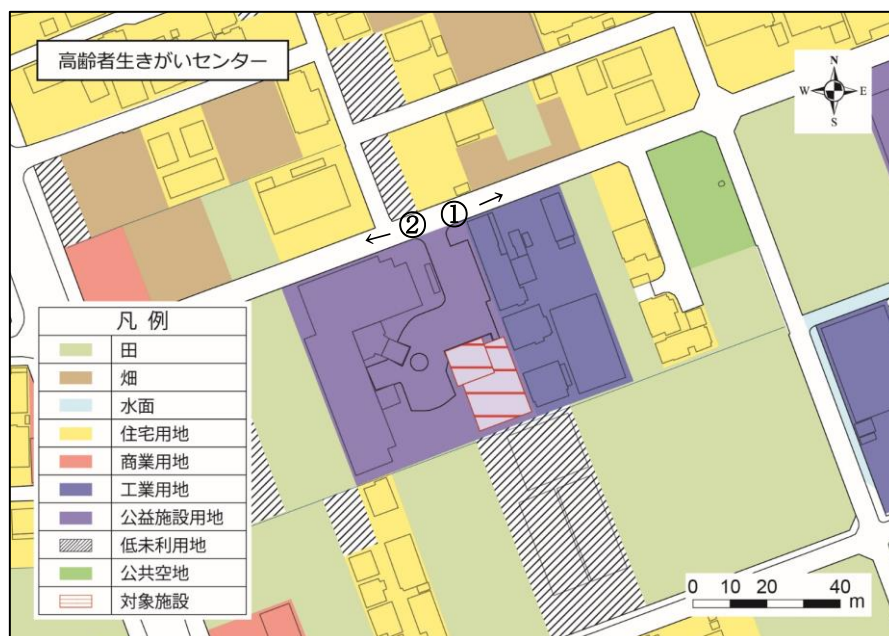


図 2-12 周辺の土地利用現況図

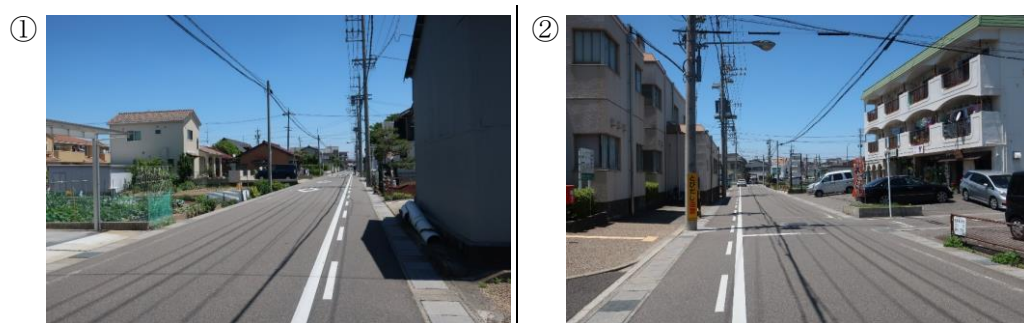


図 2-13 周辺の状況（令和2年（2020年）5月撮影）

4. し尿中継施設

「し尿中継施設」は、町境に位置しており、土地利用としては商業用地に位置しています。



図 2-14 周辺の土地利用現況図

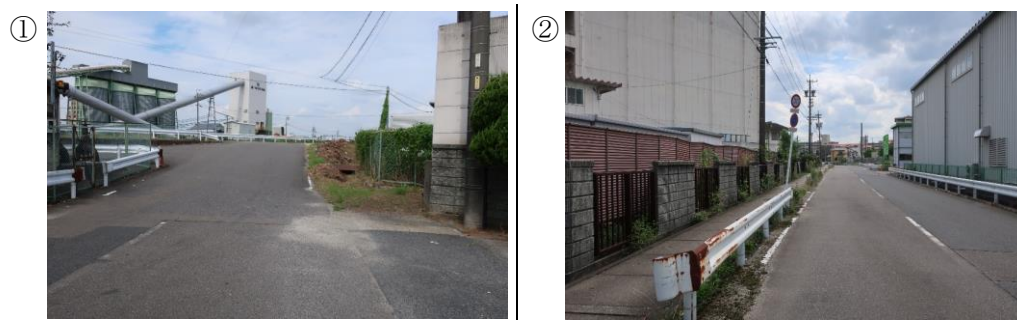


図 2-15 周辺の状況（令和 2 年（2020 年）9 月撮影）

3. 役場庁舎等の運営状況・活用状況等の実態

(1) 施設の運営状況

【役場庁舎の職員数の状況】

役場庁舎の過去5年分の職員数の推移をみると、5年間で増加傾向にあります。（正規職員、会計年度任用職員を含む）

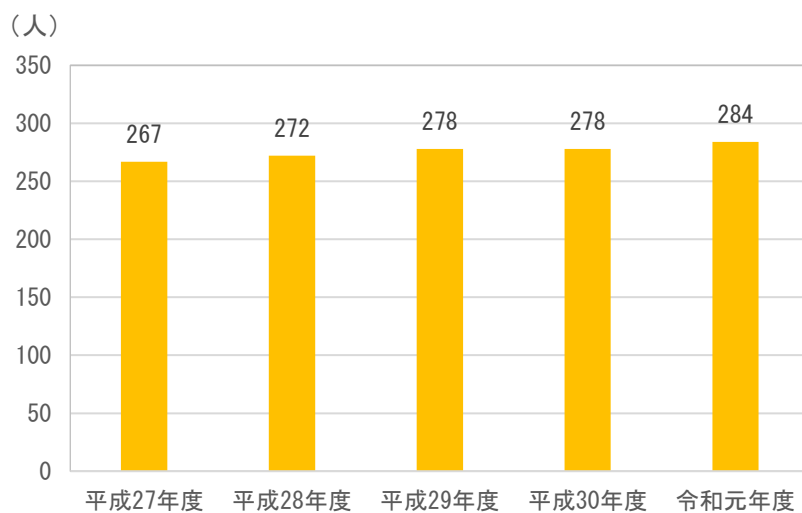


図 2-16 役場庁舎の職員数の状況

【高齢者生きがいセンターの利用状況】

高齢者生きがいセンターの過去5年分の会員数の推移をみると、ほぼ横ばいで205人から220人の会員の方が利用しています。

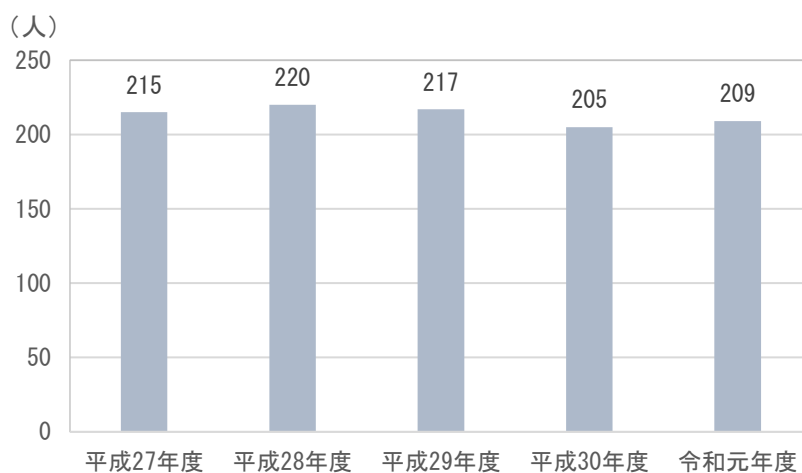


図 2-17 高齢者生きがいセンターの会員数の状況

【し尿中継施設の事業内容】

し尿中継施設は、各家庭や事業場から収集したし尿を中継施設で一時貯留してから処理施設へ輸送しています。運営自体は、町が民間企業へ委託しています。

(2) 施設関連経費の推移

施設別に過去5年分の対象施設に係る経費をみると、以下のとおりです。

「役場庁舎」は、最大で平成30年度の77,912千円となり、5年間の平均は、42,791千円/年となります。

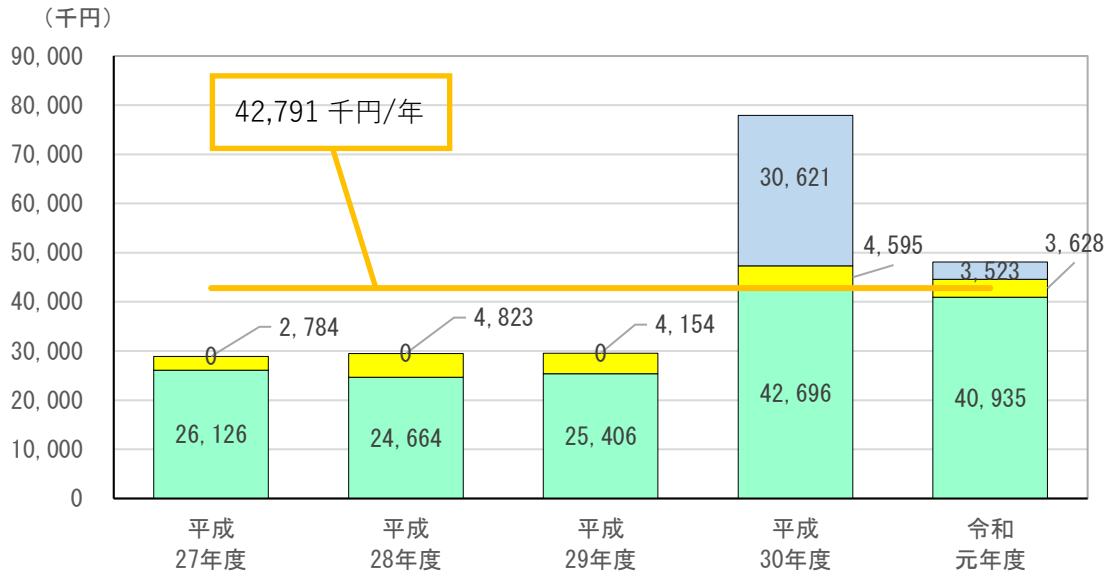


図 2-18 役場庁舎の施設関連経費の推移

表 2-2 役場庁舎の施設関連経費の推移

(千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	5 年平均
施設整備費	0	0	0	30,621	3,523	6,829
維持修繕費	2,784	4,823	4,154	4,595	3,628	3,997
光熱水費・委託費	26,126	24,664	25,406	42,696	40,935	31,965
施設関連経費合計	28,910	29,487	29,560	77,912	48,086	42,791

「磯吉浦資材倉庫」は、過去5年間ににおいては光熱水費・委託費のみ同程度の経費がかかっており、5年間の平均は、58千円/年となります。

(千円)

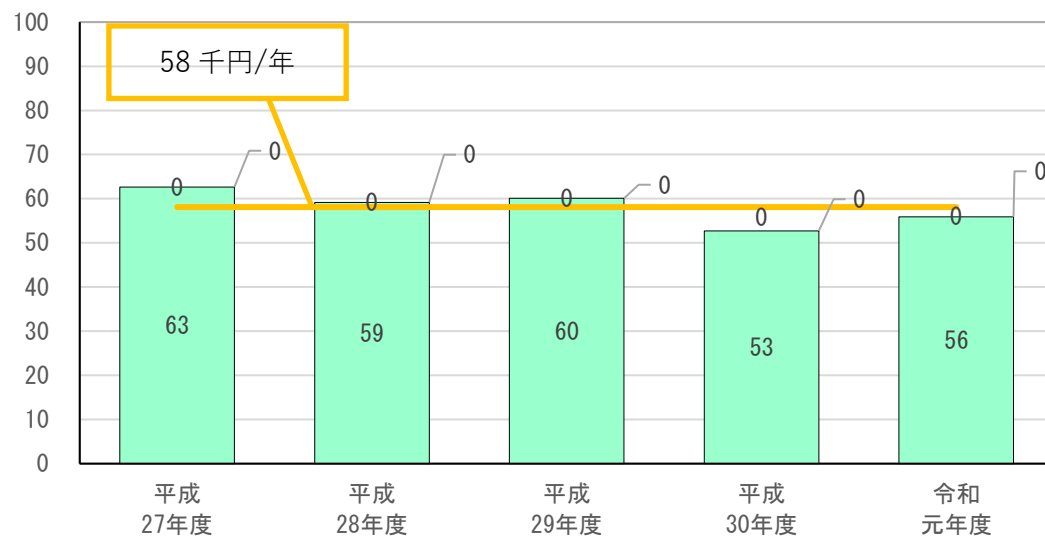


図 2-19 磯吉浦資材倉庫の施設関連経費の推移

表 2-3 磯吉浦資材倉庫の施設関連経費の推移

(千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	5 年平均
施設整備費	0	0	0	0	0	0
維持修繕費	0	0	0	0	0	0
光熱水費・委託費	63	59	60	53	56	58
施設関連経費合計	63	59	60	53	56	58

「高齢者生きがいセンター」は、最大で平成30年度の1,326千円となり、5年間の平均は、1,135千円/年となります。

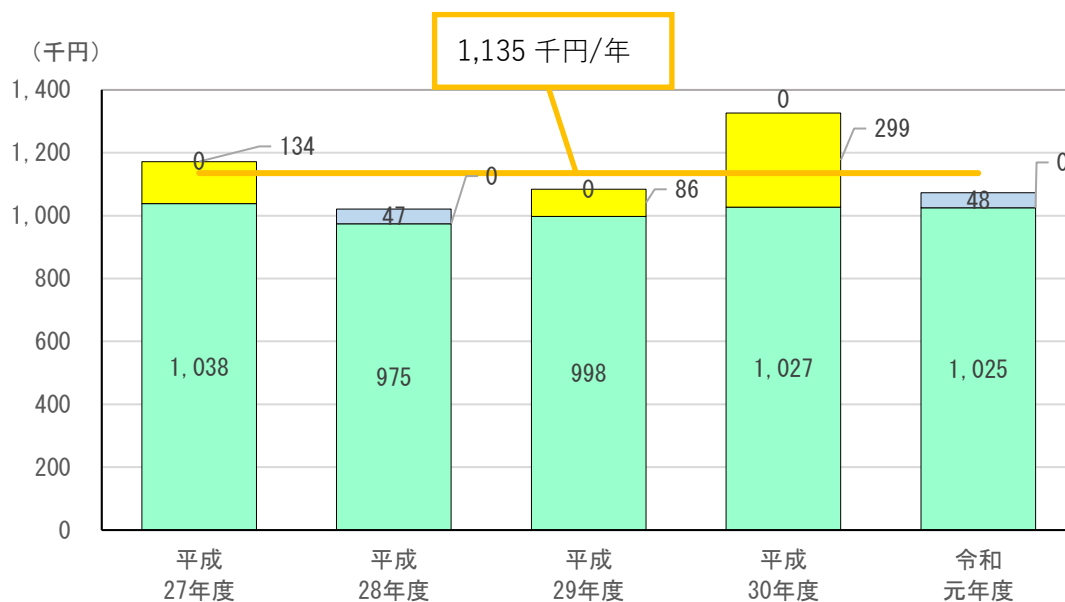


図 2-20 高齢者生きがいセンターの施設関連経費の推移

表 2-4 高齢者生きがいセンターの施設関連経費の推移 (千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	5 年平均
施設整備費	0	47	0	0	48	19
維持修繕費	134	0	86	299	0	104
光熱水費・委託費	1,038	975	998	1,027	1,025	1,013
施設関連経費合計	1,172	1,022	1,084	1,326	1,073	1,135

「し尿中継施設」は、最大で平成30年度の1,075千円となり、5年間の平均は、371千円/年となります。

なお、平成30年度は、ブロック塀等改修工事や車庫棟外階段修繕工事、ポンプ小屋修繕工事、残土留槽門扉車輪修繕工事が実施されています。

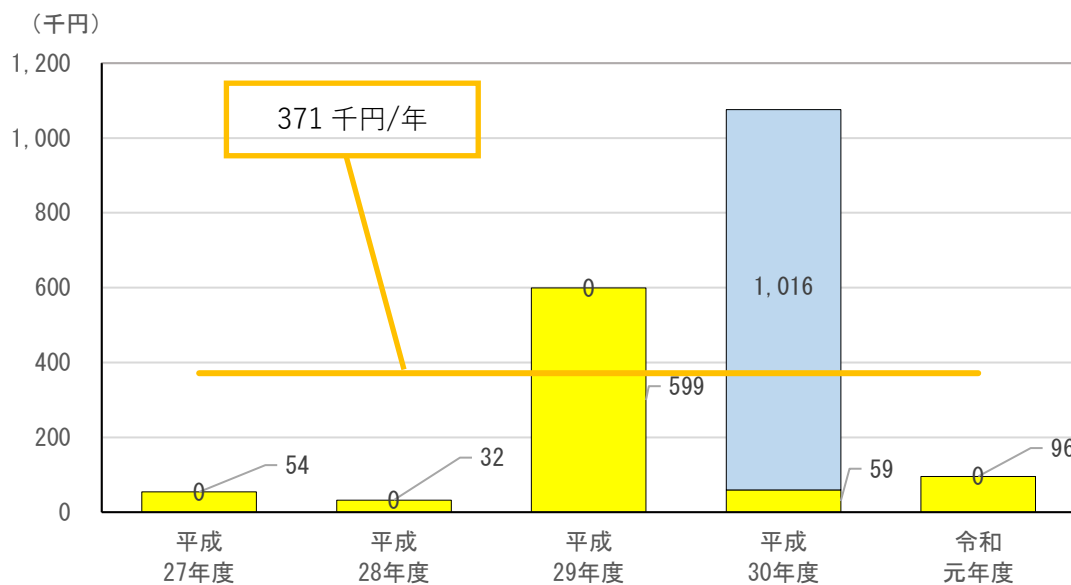


図 2-21 し尿中継施設の施設関連経費の推移

表 2-5 し尿中継施設の施設関連経費の推移

(千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	5 年平均
施設整備費	0	0	0	1,016	0	203
維持修繕費	54	32	599	59	96	168
施設関連経費合計	54	32	599	1,075	96	371

以上より、4施設の施設関連経費の合計は以下のとおりとなります。

平成30年度は、役場庁舎とし尿中継施設の施設関連経費が高いことから突出していますが、過去5年間の平均は年間44,356千円となります。

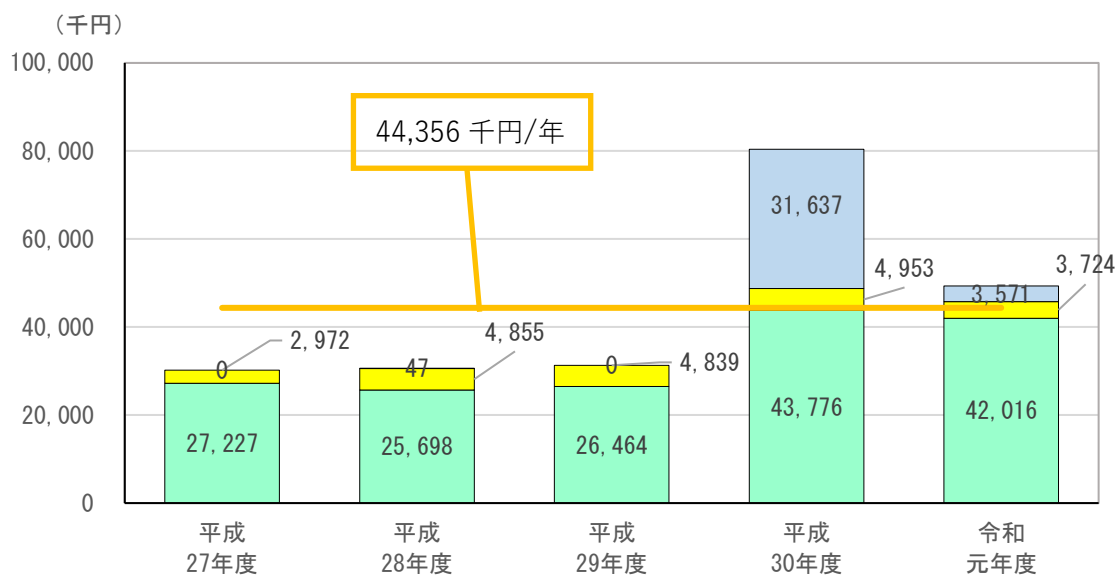


図 2-22 施設の施設関連経費

表 2-6 4施設の施設関連経費

(千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	5 年平均
施設整備費	0	47	0	31,637	3,571	7,051
維持修繕費	2,972	4,855	4,839	4,953	3,724	4,269
光熱水費・委託費	27,227	25,698	26,464	43,776	42,016	33,036
施設関連経費合計	30,199	30,600	31,303	80,366	49,311	44,356

4. 役場庁舎施設等の劣化状況の実態

(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

本計画における役場庁舎等の劣化状況評価は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、現地での目視調査等を実施し、「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上」「電気設備」「機械設備」の5つの部位に関してA～Dの4段階評価を棟ごとに行いました。

また、劣化状況評価の結果を踏まえ、改修等の優先度を検討するために、部位ごとのA～D評価をもとに、健全度を算出しました。

劣化状況としては、役場庁舎の内部仕上の評価として、1階の床の割れや、議場の音響機器、空調の不具合といった劣化が見られ、また、事務所の外壁においては、大きな亀裂や部材の剥がれが目立つため、早急な修繕が求められる状況といえます。

表 2-7 対象施設の老朽化状況

建物基本状況							劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)
				西暦	和暦							
1	役場庁舎	庁舎	3809	1996	H8	24	A	B	D	B	B	53
2	役場庁舎	事務所	525	1986	S61	34	B	D	B	B	B	56
3	複合庁舎	庁舎	2412	1998	H10	22	A	B	B	B	B	77
4	役場庁舎	車庫	271	1998	H10	22	B	B	B	B	B	75
5	役場庁舎	自転車置場	96	1998	H10	22	B	B	—	—	—	75
6	磯吉浦資材倉庫	倉庫	420	1992	H4	28	B	C	C	B	B	52
7	高齢者生きがいセンター	高齢福祉施設	322	2003	H15	17	B	B	B	B	A	78
8	し尿中継施設	供給処理施設	224	1985	S60	35	C	B	B	B	B	72

【劣化状況評価における評価基準の考え方】

劣化状況評価について、文部科学省の「解説書」では、A～D 評価の評価基準に関して、下記のように定めています。本計画では、基本的に、下記の評価基準に基づき評価を行うものとなりますが、内部仕上、電気設備、機械設備に関しては、現地での目視調査にて劣化等が見られた場合には、その結果も踏まえて評価するものとしします。

評価基準

目視による評価【屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価 【内部仕上、電気設備、 機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

【健全度の考え方】

◆健全度の算定

健全度とは、各建物の 5 つの部位について劣化状況を 4 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を 100 点満点で算定します。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の 7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価	評価点	配分	
1 屋根・屋上	C	40	× 5.1	= 204
2 外壁	D	10	× 17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	75	× 22.4	= 1,680
4 電気設備	A	100	× 8.0	= 800
5 機械設備	C	40	× 7.3	= 292
				計 3,148
				÷ 60
				健全度 52

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月）

(2) 今後の維持・更新コスト

老朽化が進む施設を安心・安全に利用していくためには、効率的・効果的な整備と長寿命化を行う必要があります。

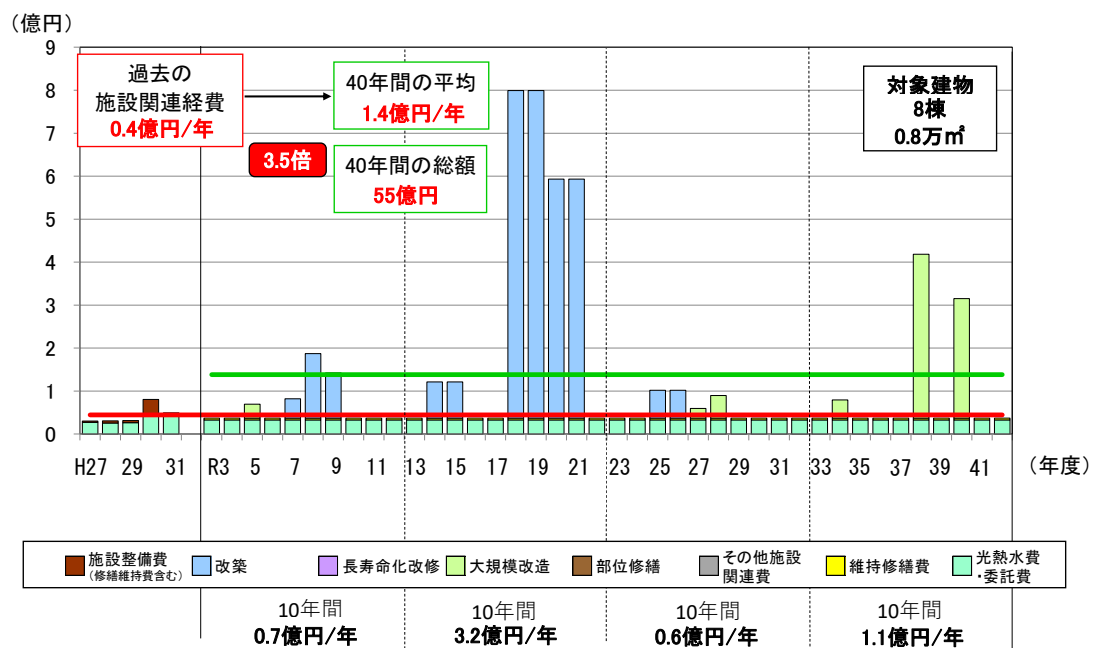
そこで、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に基づき、附属エクセルソフトを活用して今後 40 年間の維持・更新にかかる費用について、①従来型（事後保全型）と②長寿命化型（予防保全型）の 2 パターンを算出しました。

なお、各周期や単価等については、「豊山町公共施設等総合管理計画」において試算された条件に基づくものです。

①従来型（事後保全型）

学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書の附属エクセルソフトを活用し、従来型の事後保全的な修繕や改修を今後も続けた場合における今後の維持・更新コストを概算すると、今後 40 年間の更新費用総額は約 55 億円となります。

1 年あたりにすると約 1.4 億円/年となり、過去の施設関連経費約 0.4 億円/年と比較すると、約 3.5 倍（約 1.0 億円/年不足）となります。



※令和 2 年（2020 年）は計画策定年度で値未確定のため空欄としています。

図 2-23 今後の維持・更新コスト（従来型）

■コスト試算条件【事後保全型】

・基準年度：令和 2 年（2020 年） ・試算期間：基準年度の翌年度から 40 年間	
【改築】 ・単価：400,000 円/㎡ ・更新周期：40 年 ・工事期間：2 年 ※実施年数より古い建物の改修を 10 年以内に実施	【大規模改造】 ・単価：100,000 円/㎡（改築の 25%） ・実施年数：20 年周期 ・工事期間：1 年

②長寿命化型（予防保全型）

「学校施設等の長寿命化計画策定に係る解説書」の附属エクセルソフトを活用し、長寿命化型（予防保全型）の修繕や改修を行った場合における今後の維持・更新コストを概算すると、今後40年間の更新費用総額は約43億円となり、1年あたりにすると約1億円/年となります。また、過去5年間の施設関連経費約0.4億円/年と比較すると、約2.5倍（約0.6億円/年不足）となります。

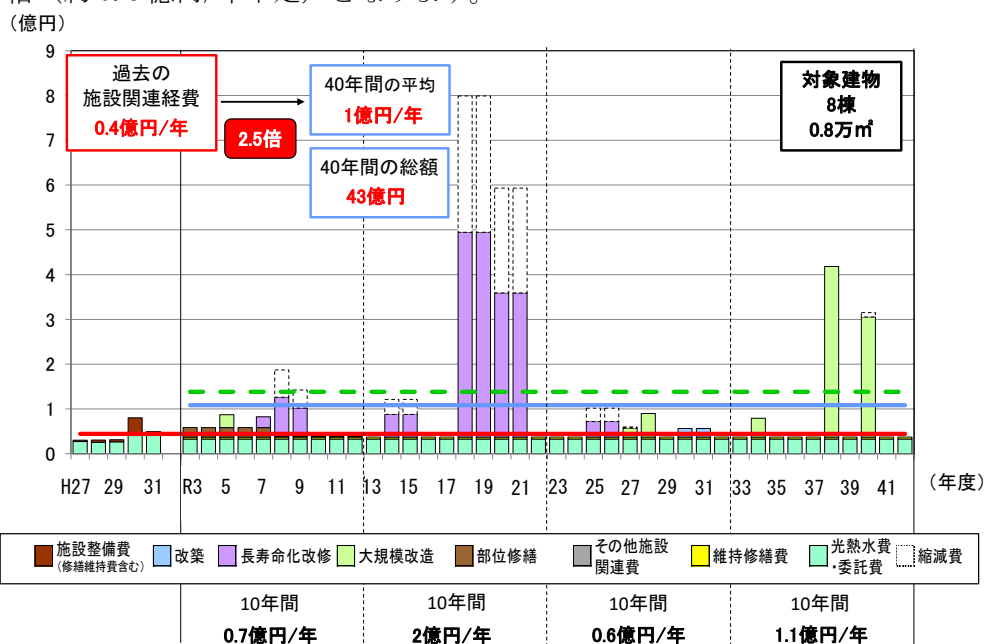


図 2-24 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

■コスト試算条件（長寿命化型）

・基準年度：令和2年（2020年） ・試算期間：基準年度の翌年度から40年間	
【改築】 - 単価：〈行政系施設〉400,000 円/㎡ 〈保健・福祉施設〉360,000 円/㎡ 〈供給処理施設〉360,000 円/㎡ - 更新周期：50年（改築、要調査） 80年（長寿命化型） - 工事期間：2年 ※実施年数より古い建物の改築を10年以内に実施	【長寿命化改修】 - 単価（改築の60%） ：〈行政系施設〉240,000 円/㎡ 〈保健・福祉施設〉216,000 円/㎡ 〈供給処理施設〉216,000 円/㎡ - 改修周期：40年 - 工事期間：2年 ※実施年数より古い建物の改修を10年以内に実施
【大規模改造】 - 単価（改築の25%） ：〈行政系施設〉100,000 円/㎡ 〈保健・福祉施設〉90,000 円/㎡ 〈供給処理施設〉90,000 円/㎡ - 実施年数：20年周期 ※ただし、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない	【部位修繕】 - D評価：今後5年以内に部位修繕を実施 - C評価：今後10年以内に部位修繕を実施 ※ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後10年間に実施する場合を除く - A評価：今後10年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く

【参考】

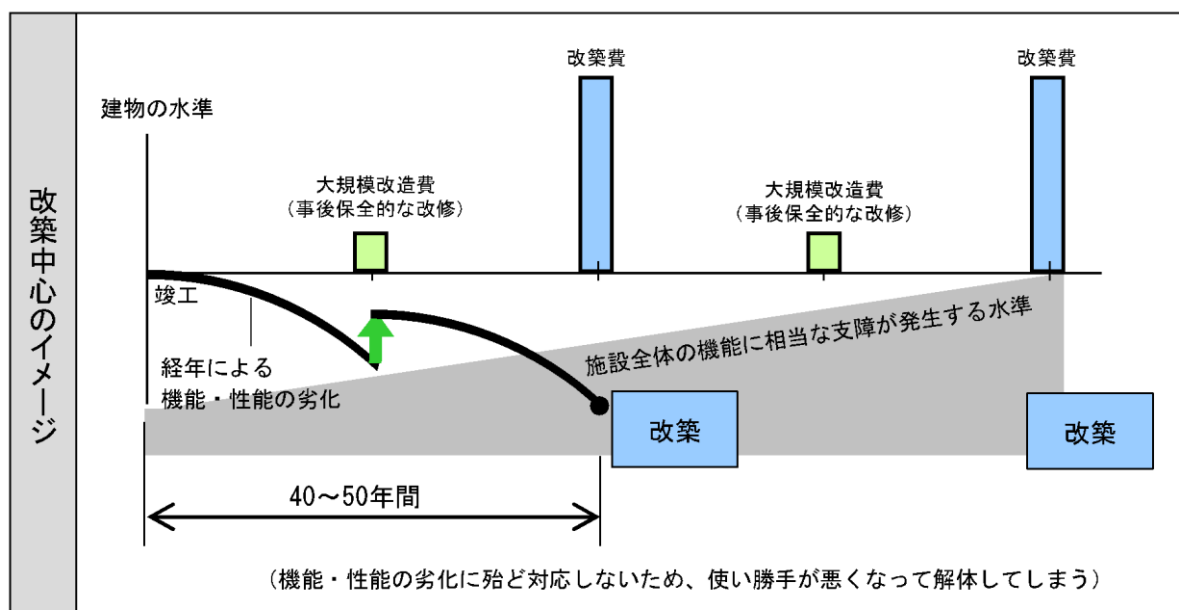
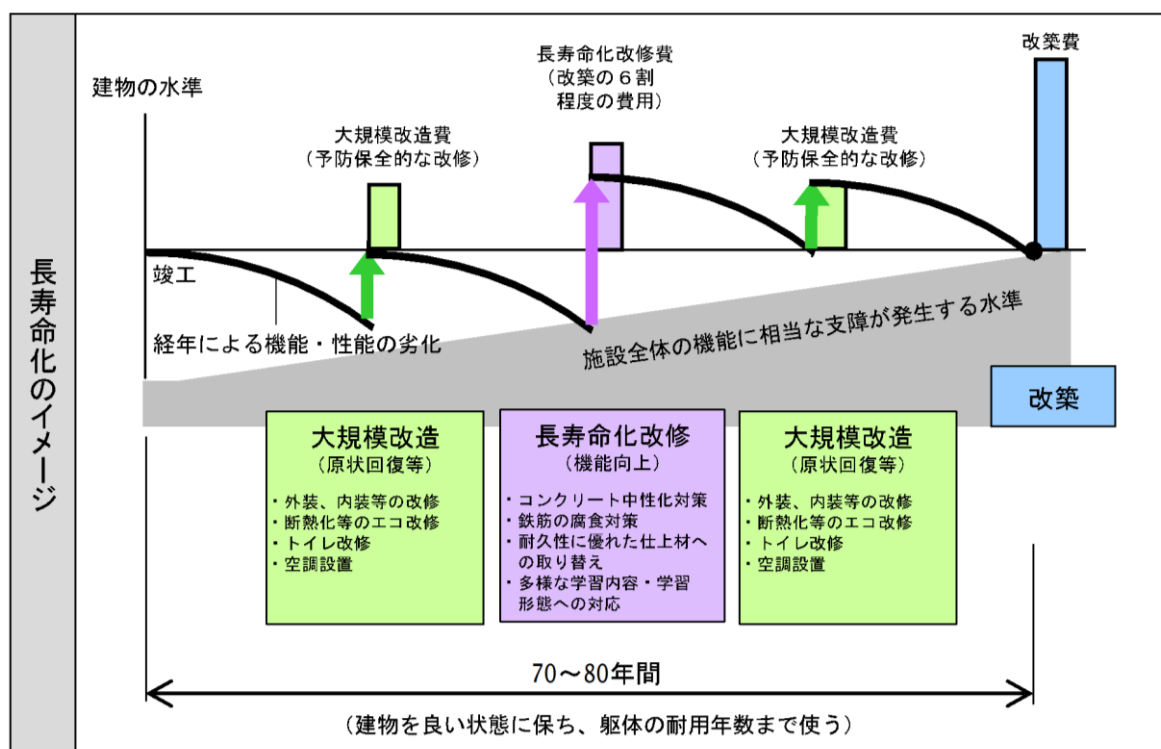


図 2-25 従来型(事後保全型)のイメージ



出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」

図 2-26 長寿命化型(予防保全型)のイメージ

※大規模改造：経年劣化による機能低下に対する機能回復

長寿命化改修：経年劣化による機能回復と社会的要求に対応するための機能向上

5. 役場庁舎等を取り巻く課題

平成 28 年（2016 年）に策定された「豊山町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、平成 27 年（2015 年）と令和 42 年（2060 年）の推計値を比較すると、2060 年には生産年齢人口（15～64 歳）が約 20%減少、老年人口（65 歳以上）が約 20%増加すると推計されています。

今後は、生産年齢人口の減少による税収の減少や、老年人口の増加による社会保障費の増大が生じることで、施設の維持管理費に充てることのできる投資的経費への影響も大きいことが想定できます。

対象施設である役場庁舎等は、今後も本町の中心施設として機能していく必要があるため、今後 40 年にわたって施設の維持・更新を着実な計画を持って遂行していかなければなりません。現状では、施設の運営に大きく影響を及ぼすような躯体の劣化等は見受けられていませんが、ほとんどの施設が築 20 年を超えて老朽化も見られるため、近い将来、改善が必要になることは確実です。

現状の試算では、長寿命化型（予防保全型）の修繕や改修を行った場合においても、約 43 億円、1 年当たり約 1 億円と算出されています。一方、過去 5 年間に対象施設に投資された施設関連経費を見ると、平均で 1 年あたり約 0.4 億円となっており、長寿命化型（予防保全型）の試算では、1 年で約 0.6 億円不足していることが分かります。

役場庁舎等を長期的な視点に立ち、財政負担を減らしながら、効率的かつ円滑な更新を実現するための検討と実施が不可欠です。

第3章 施設整備の基本的な方針等

1. 長寿命化計画の基本方針

関連計画等を踏まえ、役場庁舎等個別施設計画の基本方針を以下のとおりとします。

全ての施設に共通する公共施設として求められる項目の他、行政系施設、高齢福祉施設、供給処理施設として求められる項目を、各施設における基本方針として定めます。

表 3-1 長寿命化計画の基本方針

①公共施設としての基本方針
予防保全・長寿命化の推進
役場庁舎等の老朽化に伴う事故を防止するため、維持管理手法を、従前の「事後保全」から損傷や支障が表面化する前に対策を講じる「予防保全」にシフトし、安全性の確保に努めるとともに、計画的な改修等によって役場庁舎等の長寿命化を図ります。
②行政系施設としての基本方針
町の中核的機能として最大限の能力の発揮
役場庁舎は、多くの人が利用する町の拠点施設であることから、老朽化による機能損失を避け、特に災害時には滞りなく復旧に向けた支援や活動を行う必要があります。そのため、常に躯体や設備が一定以上の性能を保全し続けられるよう、修繕が必要な時は、優先的に対策を講じます。
防災拠点機能の発揮
災害時等において、役場庁舎は支援拠点としての機能を、磯吉浦資材倉庫は資材保管場所としての機能を担うため、非常時に備えて各施設の適切な維持管理を行います。
③高齢福祉施設としての基本方針
生きがいづくり施設の維持管理
高齢者が生きがいを持ちながら、活動的な生活が送れるように、高齢者生きがいセンターの適正な維持管理を行います。近年は空調・電気設備に不具合が見受けられるため、機器の更新を検討します。
④供給処理施設としての基本方針
生活基盤を守る施設の維持管理
し尿中継施設の老朽化が進行していることから、適切なタイミングで修繕や改修等を実施し、施設の長寿命化を意識した維持管理を行います。

2. 規模・配置計画等の基本方針

以上より、役場庁舎等に関する規模と配置計画等の方針を以下のように定めます。

表 3-2 規模・配置計画等の方針

方針 1 役場庁舎等の規模・配置等に関する検討の推進
利用形態や利用者数等を考慮しながら、役場庁舎等の適正規模や配置に関する検討を行います。役場庁舎においては、今後、業務形態等の変化により、職員数や業務内容に変化が生じた場合は、施設規模の見直しを検討します。
方針 2 暫定的に現状の役場庁舎等の規模・配置の維持
暫定的に現状の役場庁舎等を維持するものとします。ただし、適正規模と配置に関する検討結果が示されたのちには、速やかに適正規模と配置を実現します。

表 3-3 規模・配置等に関する検討の視点

多岐にわたる窓口サービスへの対応	デジタル化の推進や行政手続の簡略化等、サービス形態の変化に応じて施設規模・配置を検討します。
防災意識の向上	磯吉浦資材倉庫は、現状の規模・配置を継続します。ただし、より多くの資材確保が必要となった場合等には、施設規模・配置の見直しを検討します。
高齢者福祉のあり方	民間活力の活用や隣接する総合福祉センター南館ひまわりとの連携を図りながら、サービス水準の向上が図れるような施設のあり方を検討します。
し尿中継施設	緊急時には、し尿を中継施設に貯留するケースも考えられることから、臨機応変に対応できる施設規模・配置を検討します。

3. 改修等の基本的な方針

(1) 長寿命化の方針

従来の事後保全型の施設管理では、劣化や故障等の不具合が表面化してから改修を行っていたため、建物の劣化を抑制できず、建物本来の性能を発揮できない状態にありました。しかし、予防保全型の施設管理を行うことで、建物の劣化や故障を未然に防ぎ、建物本来の性能を発揮できる状態になります。そのため、施設等の長寿命化を図るため、予防保全型の施設管理を推進します。

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

①目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は47年ですが、これは減価償却費を算定するためのものであり、調査研究では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度の確保および中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度、さらに技術的には100年以上の長寿命化も可能であるとされています。

本計画では、上記の内容や上位関連計画等より、長寿命化による目標耐用年数を80年と設定します。なお、鉄骨造等その他の構造による建物の目標耐用年数については後述する改修周期に合わせて、計画的に改修や更新を行うことのできる目標耐用年数を設定するものとします。

表 3-4 本計画における対象施設の目標耐用年数

鉄筋コンクリート造建築物の長寿命化による目標耐用年数	
目標耐用年数	80 年

②改修周期の設定

長寿命化を図る施設の改修周期は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月、文部科学省）」を基本として、竣工後約20年で機能回復のための大規模改造を行い、目標耐用年数の中間期となる約40年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後、約20年で再び大規模改造等を行い、目標耐用年数の約80年で建物の改築を行うものとします。本計画策定時点で築40年を経過している施設については、長寿命化改修の限度として概ね築45年程度を目安とされていること※、普通品質の鉄筋コンクリート造学校の望ましい目標耐用年数として50～80年とされていること※等より、築60年を目安に建物の改築を行い、その後、長寿命化を図ります。

また、施設の更新等の事業を実施する際には、他の施設類型の建物の更新等の事業についても合わせて考慮し、本町全体としての財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に事業を実施するものとします。

※学校施設の長寿命化改修の手引き～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～（平成26年文部科学省）

表 3-5 長寿命化を図る施設の改修周期の考え方

経過年数	区分	工事内容（例）
0 年	新築	建物の新設
20 年	大規模改造	経年劣化による機能低下に対する機能回復 ・屋根・屋上改修 ・外壁等改修 ・内装等改修 ・電気・機械設備等更新 ・故障、不具合箇所の部位修繕 等
40 年	長寿命化改修	経年劣化による機能回復と社会的要求に対応するための機能向上 ・屋上防水改修（グレードアップ） ・外壁等改修（グレードアップ） ・内部改修（グレードアップ） ・電気・機械設備等更新 ・故障、不具合箇所の部位修繕 ・躯体の劣化対策（コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策等） ・環境向上や省エネ、バリアフリー、防災等の社会的要求への対応 等
60 年	大規模改造	経年劣化による機能低下に対する機能回復 ・屋根・屋上改修 ・外壁等改修 ・内装等改修 ・電気・機械設備等更新 ・故障、不具合箇所の部位修繕 等
80 年	改築	建物の建替え

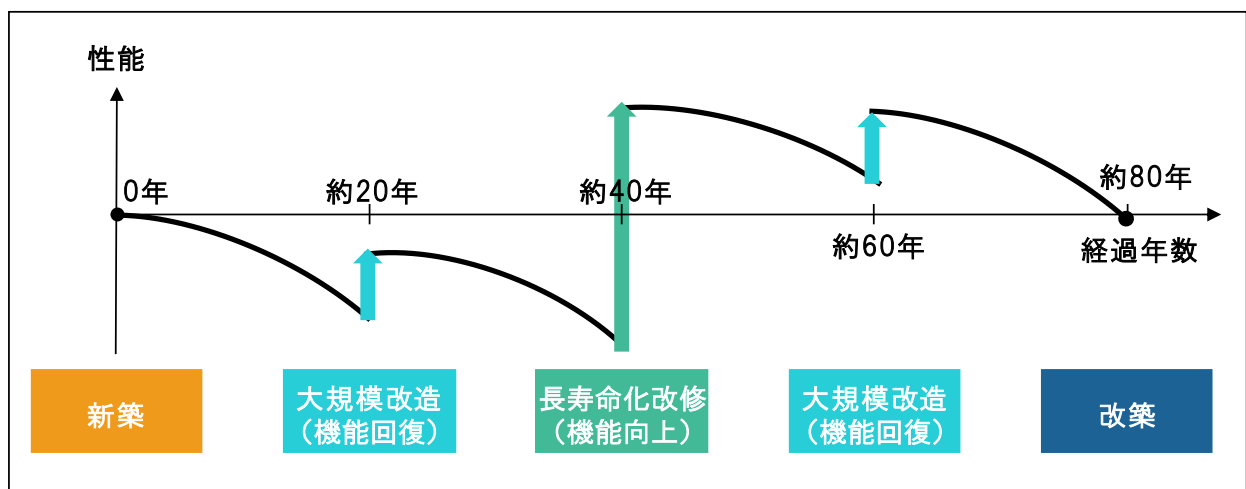


図 3-1 改修周期のイメージ

第 4 章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

1. 改修等の整備水準

対象施設の実態や方針を踏まえ、役場庁舎等に関する長寿命化改修等の際の方針と整備水準を以下のように設定します。実際の対象施設の更新や改修の際には、本計画において設定した各項目において、例として示した判断基準と具体例を基に検討を行うものとしします。なお、役場庁舎の自転車置場については、人が常駐する施設ではないため、長寿命化改修等の対象外として計画します。

表 4-1 改修等の整備水準例

項目		判断基準	具体例	役場庁舎	役場庁舎 (事務所)	役場庁舎 (複合庁舎)	役場庁舎 (車庫)	磯吉浦 資材倉庫	高齢者 生きがい センター	し尿中継 施設
施設の長寿命化に関する項目	機能性向上	将来の用途変更・施設再編等への対応	柔軟性の高い施設計画							
			トイレのドライ化							
		施設の機能維持向上	受変電設備の容量アップ							
			Wi-Fi の導入							
	耐久性向上	ライフサイクルコストへの配慮	耐候性を持つ塗装等の選択							
			耐用年数の長い仕様への変更							
	メンテナンス性向上	点検、維持管理、改修、更新等の容易性等	耐汚性能および傷がつきにくい仕上の選択							
			LED 照明への変更							
利用者の安全性に関する項目	全ての利用者への配慮	ユニバーサルデザインへの対応	多目的トイレ、思いやり駐車場の設置							
			分かりやすい案内表示							
	防犯性能の向上	利用者の安全確保	利用者の安心な動線の確保等							
			防犯カメラの設置							
	耐震性向上	非構造部材の耐震化	ガラスへの飛散防止フィルム貼							
			天井仕上の耐震化							
施設に対する新たな要求水準に関する項目	利用者への対応	サービス形態の変化への対応	必要なスペースの確保							
		施設の機能向上	汚れにくく傷がつきにくい仕上の選択							
環境への配慮に関する項目	環境への配慮	環境負荷低減・省エネルギー等への対応	複層ガラスへの交換・断熱材の追加・等							
			木質化に伴う県産材の積極利用							
			太陽光発電設備の設置							
			人感センサー型照明設備への変更							
			省エネ型機器への変更、雨水中水利用							
			エコマテリアルの積極利用							
防災拠点としての機能向上に関する項目	防災性能の向上	災害時における機能の維持	自家発電設備もしくは蓄電池の設置							
			災害時対応型ガスバルクの設置							

< 凡例 > 整備水準の採用を検討する項目

2. 維持管理の項目・手法等

①現状

本業務での劣化状況調査で様々な劣化が確認されているように、これまでは十分な点検や補修等が行われていない状況にあるといえます。本町の中核拠点施設である役場庁舎等の役割を今後もしっかりと担うためには、こうした現状に対応していく必要があります。

②点検・調査方法

今後、予防保全型の施設管理を推進していくにあたって、建物の劣化状況を的確に把握することが不可欠となります。本計画の対象施設は建築基準法第12条点検の対象ではありませんが、12条点検は調査項目が定められており、建築物の安全性を確保するために必要十分な調査といえます。

また、12条点検は一級建築士等の有資格者による調査ですが、建築士の資格を持っていない人でも、12条点検を行うことができる特定建築物調査員という資格を講習会と試験によって取得することが可能です。

本町の職員がこうした資格を取得し、実際に調査を実施することは、調査にかかる委託費の削減とともに、役場庁舎等の維持管理に関する人材育成にもつながります。

そのため、施設管理者による日常点検をベースに、建築基準法第12条調査と同等の老朽化調査を3年おきに実施、設備機器については法令に定められた定期点検を確実に実施する方法によって、建物の劣化状況を的確に把握し、今後の役場庁舎等個別施設計画や公共施設等総合管理計画に反映していきます。

表 4-2 点検・調査の頻度等

点検・調査	調査者	実施年度							
		1	2	3	4	5	6	7	…
老朽化調査 (建築基準法第12条点検と同等程度の調査)	一級建築士等有資格者	●			●			●	…
設備機器定期点検	専門業者等	設備機器ごとの定期点検							
日常点検	施設管理者等	●	●	●	●	●	●	●	…

点検・調査	調査項目
建築基準法第12条点検	「特定建築物定期調査業務基準」による
設備機器定期点検	設備機器に関する法令に準拠する
日常点検	「施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック(2018.08)」による

第5章 長寿命化の実施計画

1. 改修等の優先順位付けと実施計画

(1) 改修等の優先順位付け

次の STEP1 と STEP2 を経て、対象施設の優先順位付けを行います。

【STEP1】改築型または長寿命化型の判断

本計画では、事後保全から予防保全の考え方をを用い、長寿命化することで施設を長期的に利用していくことを目指しています。しかし、これまでに対処療法的な事後保全を行ってきた施設すべてが、長寿命化に適した施設であるとはいえません。

以上を踏まえ、前述した目標耐用年数、改修周期の設定を基に、改築が望ましい簡易的な建物については、改築型として耐用年数 60 年を目処に改築を行い、それ以外の耐震性等に問題のない建物については、長寿命化型として施設を維持修繕していきます。

STEP1 の結果を以下に示します。

表 5-1 STEP1 の結果

改築型の棟	長寿命化型の棟
・役場庁舎（自転車置場）	・役場庁舎（庁舎） ・複合庁舎 ・役場庁舎（事務所） ・役場庁舎（車庫） ・磯吉浦資材倉庫 ・高齢者生きがいセンター ・し尿中継施設

【STEP2】工事種の設定

STEP1 の結果を踏まえ、改築型、長寿命化型それぞれの対象について、以下の考え方をういて、工事種を設定します。

表 5-2 工事種の考え方

工事種	内容
改築	・実施時期：築 60 年（改築型） 築 80 年（長寿命化型）を目途に実施 ・工事期間：2 年
長寿命化改修	・実施時期：築 40 年目を目途に実施（ただし改築型は実施しない） ・工事期間：2 年
大規模改造	・実施時期：築 20 年周期を目途に実施（ただし、改築、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない） ・工事期間：1 年
部位修繕	・実施時期：劣化度が C 評価の部位は今後 10 年以内、D 評価の部位は今後 5 年以内に実施 ・工事期間：1 年

以上の考え方を踏まえ、STEP2 の結果を以下に示します。

表 5-3 STEP2 の結果

工事種	改築型の棟	長寿命化型の棟
改築	—	—
長寿命化改修	—	・役場庁舎（庁舎） ・役場庁舎（事務所） ・複合庁舎 ・役場庁舎（車庫） ・し尿中継施設
大規模改造	・役場庁舎（自転車置場）	・高齢者生きがいセンター
部位修繕	—	・磯吉浦資材倉庫

(2) 実施計画

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」添付資料に基づき、本計画期間の実施計画を以下に示します。

令和3年から令和5年までの役場庁舎の部位修繕については、予算計上の予定のある事業（空調改修工事、自家発電装置更新工事実施設計委託料、議場放送設備更新工事）の費用とします。また、磯吉浦資材倉庫については、予算化の時期等を考慮して令和4年度に部位修繕を実施する計画とします。

表 5-4 計画期間の実施計画

(千円)

区分	施設名等			計画期間（年度）										対策費用 合計
				R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）	R12 （2030）	
施設整備費	役場庁舎	庁舎	工事種	部位修繕	部位修繕	部位修繕								
			金額	242,579	165,574	120,989							529,142	
		事務所	工事種						長寿命化改修	長寿命化改修				
			金額						63,000	63,000				126,000
	複合庁舎	庁舎	工事種											
			金額										0	
	役場庁舎	車庫	工事種											
			金額										0	
		自転車置場	工事種											
			金額											0
	磯吉浦資材倉庫	倉庫	工事種		部位修繕									
			金額		17,976									17,976
	高齢者生きがいセンター	高齢福祉施設	工事種			大規模改造								
			金額			28,980								28,980
	し尿中継施設	供給処理施設	工事種					長寿命化改修	長寿命化改修					
			金額					24,192	24,192					48,384
維持修繕費				4,269	4,269	4,269	4,269	4,269	4,269	4,269	4,269	4,269	42,690	
光熱水費・委託費				33,036	33,036	33,036	33,036	33,036	33,036	33,036	33,036	33,036	330,360	
対策費用合計				279,884	220,855	187,274	37,305	61,497	124,497	100,305	37,305	37,305	37,305	1,123,532

2. 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

～維持・更新の課題と今後の方針～

実施計画に基づき作成した計画期間内のグラフは以下のとおりです。

計画期間内のコストの総額は約 11.2 億円で、1 年当たりの平均は約 1.1 億円となり、令和 3 年度の約 2.8 億円が最高額となります。

また、過去 5 年間の施設整備費平均約 0.4 億円/年と比べ、約 0.7 億円/年不足する試算となります。

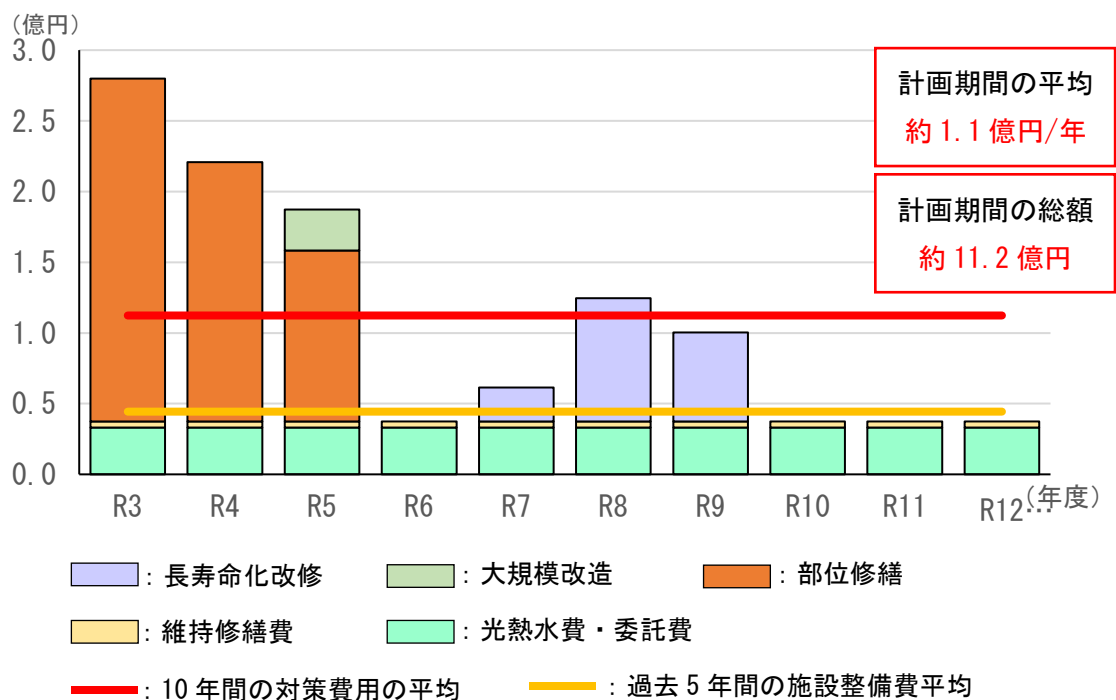


図 5-1 実施計画のグラフ

今後の課題として、施設の維持・更新に係る費用が不足する試算であることから、官民連携手法の検討等、コストの縮減が求められます。また、令和 13 年度以降も施設の改築や改修等が見込まれるため、中長期的な視点から財源の確保が求められます。

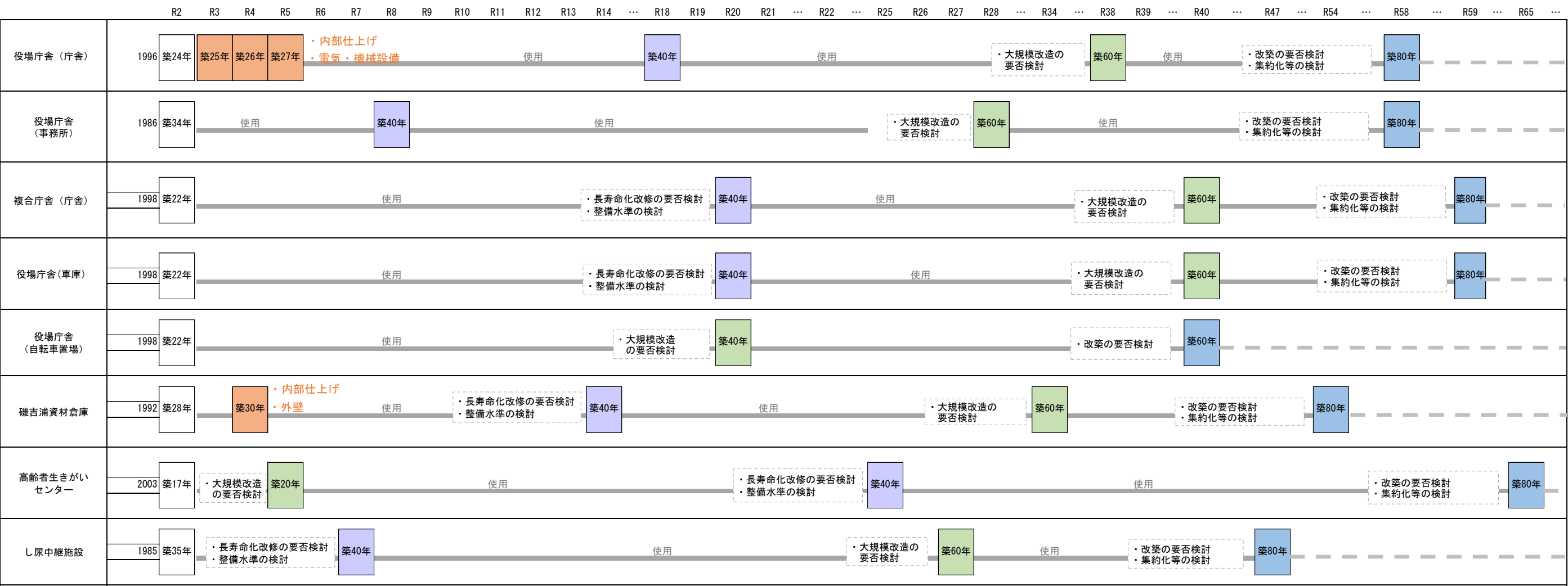


図 5-2 対象施設の中長期的な見通し

凡例

- ： 改築
- ： 長寿命化改修
- ： 大規模改造
- ： 部位修繕

第6章 長寿命化計画の継続的運用方針

1. 情報基盤の整備と活用

役場庁舎等を安全・安心に維持し、本計画を効果的に推進するためには、施設台帳等の基礎的資料に加え、点検・調査結果（建築基準法第12条に基づく点検等）、修繕履歴、委託料や光熱水費等の状況を把握し、蓄積することが必要です。

本計画の効果的な運用や見直し等を見据え、今後もデータベースの構築を図るとともに、様々な情報を有効的に活用できるように整理に努めます。

2. 推進体制等の整備

本計画を継続的に運用していくために、役場庁舎等の所管課である総務課を中心に、施設管理者や設計・工事担当部署等との連携を深めます。また、他の施設との複合化等を検討する場合は、関連部署と協力し、全庁的な体制を構築します。

施設等の適切な維持・管理のためには、継続的な点検や効率的な運用が重要です。各種点検報告書を活用し、日々進行する施設の劣化を確実に把握するよう努めます。

3. フォローアップ

役場庁舎等を取り巻く環境（老朽化状況、人口構造、財政等）は年々変化するため、計画の進捗状況と照らし合わせながら、PDCAサイクルを構築し、適切なタイミングで計画の見直しを行います。

また、上位計画を踏まえながら、実施年度や事業費等を精査し、事業を実施します。

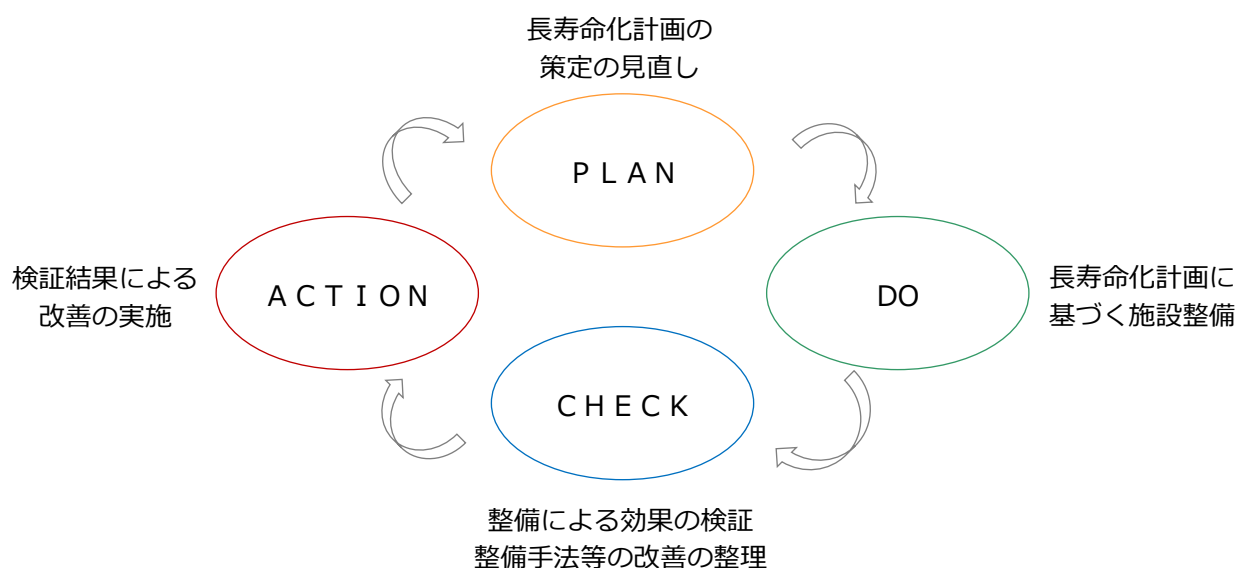


図 6-1 PDCA サイクル

参考資料

関連計画

本計画の上位計画と関連計画の概要を以下に整理します。

インフラ長寿命化計画（概要）
<u>1. 目指すべき姿</u> ・安全で強靱なインフラシステムの構築 ・総合的・一体的なインフラマネジメントの実現 <u>2. 基本的な考え方</u> ・インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・メンテナンス産業の育成 ・多様な施策・主体との連携 <u>3. 計画の策定内容</u> ○インフラ長寿命化計画（行動計画） →計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針 (対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性等) ○個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画） →施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画 (対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等) <u>4. 必要施策の方向性</u> ・点検・診断…定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・修繕・更新等…優先順位に基づく効率的な修繕・更新の実施等 ・基準類の整備…施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・情報基盤の整備と活用…電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・新技術の開発・導入…ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新素材等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・予算管理…新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・体制の構築…〔国〕資格・研修制度等の充実 〔地方〕維持管理部門への人員適性配置 〔民間企業〕入札契約制度の改善等 ・法令等の整備…基準類の体系的な整備等 <u>5. その他</u> ・戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割明示 ・計画のフォローアップの実施

豊山町第5次総合計画 （抜粋）

基本計画

第2章 自然にも人にも優しい持続可能なまち

基本施策2. 環境衛生・循環型社会

●豊山町のめざす姿

町民、事業者、行政のそれぞれが環境に対する意識を高め、相互に連携し環境保全やごみの発生・排出を抑制する資源循環型社会の構築に向けた行動を実施します。郊外やごみの不法投棄などもなくなり、美しいまちとなっています。

●施策の内容

(1) 適正なし尿処理の推進

①広報紙や環境学習などで環境問題に対する啓発を行い、快適に生活できる環境を維持・確保するための意識向上に取り組みます。

目標4 助け合い、支え合う健康であたたかなまち

基本施策4. 高齢者福祉

●豊山町のめざす姿

高齢者が住み慣れた地域の中で、助け合い、支え合いながら地域活動に参加し、生きがいを持って安心して暮らし続けています。

●施策の内容

(1) 介護予防の推進

①要介護状態となることを予防し、高齢者の望む生活が継続できるよう、町独自の多様な訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービスを実施します。

(2) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

①徒歩圏内の交流の場が充実するよう住民主体のサロン活動を支援します。

②産学連携などにより、適切な運動や栄養摂取などの普及を担う高齢者インストラクターを養成し、高齢者の活動・交流・支え合いを推進します。

③高齢者が培ってきた能力や経験を活かし地域や社会で活躍できるよう、ボランティア活動などを支援します。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

①認知症に優しい町を目指し、子ども世代から町内の店舗職員など、あらゆる世代・立場を含めた地域全体で認知症を正しく理解し、認知症の人に対する支援体制の充実を図ります。

（主な事業：家族介護支援事業/在宅医療・介護連携推進事業/生活支援体制整備事業）

②在宅医療や介護サービスに関する相談窓口の充実や情報の普及、在宅医療に関わる医療・介護関係者の連携体制づくりを実施します。

③高齢者の生活支援に携わる関係機関との連携体制を強化し、地域課題の情報共有、連携・協働による生活支援。見守り体制などの充実を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

①高齢者や障がい者が安心して地域で生活できるよう、成年後見制度に関する相談や支援体制を充実するとともに、制度の普及に努めます。

（主な事業：成年後見制度利用促進事業）

目標7 住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち

基本施策4. 行政運営

●豊山町のめざす姿

町民と行政は、様々なメディアや直接対話、住民ニーズへの的確な対応を通じて、相互理解に立脚した信頼関係で結ばれています。町民と行政は、「自助・共助・公助」の理念で共有し、役割分担のもとに様々な課題に取り組んでいます。

●施策の内容

(1) 適切で効率的な行政運営

①行政改革大綱に基づき、継続した行政改革、民間委託の推進、業務改善の取り組み、適正な行政運営などを推進します。

②AIやRPAなどのICTを有効に活用し、スマート自治体の実現に向けた取り組みを推進します。

③これまでの内部統制状況や監査結果などをふまえ、効率的・効果的な監査を実施します。

(主な事業：内部統制制度の導入事業/指定管理者制度や民間委託の推進事業/RPAの導入事業)

基本施策5. 財政運営

●豊山町のめざす姿

適性な課税・徴収と適切な費用負担により自主財源が確保され、空港周辺に企業の集積が進み、税収の増加が図られています。また、公共施設などの再編や改修・更新の効率化や時期の分散化を行い、財政負担の軽減と平準化が図られています。

●施策の内容

(1) 安定的な財源の確保

①町税などの収納率の向上を目指し、町有財産や町のメディアに広告媒体として活用するなど、安定的に財源を確保します。

②受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料などの負担の適正化に取り組みます。

③ふるさと寄附金制度は、国の動向を注視し、返礼品に頼らない運用方法を検討します。

(主な事業：受益者負担の適正化事業/財源確保事業/ふるさと寄附金事業/収納率向上事業)

(2) 財政計画に基づく財政運営の適正化

①中長期の財政計画を策定し、会計事務の見直しを行うなど、健全な財政運営を進めます。

(主な事業：財政運営事業)

(3) 財政の効率的な配分

①PDCAサイクルによる総合計画の進行管理を行い、実施計画と予算編成との連動性を密にした選択と集中を行うことで、事業の重点化や優先化を図ります。

(主な事業：財政運営事業)

(4) 町有財産の有効活用

①公共施設等総合管理計画に基づき、各種公共施設の個別計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。

②町有財産については、売却を含め、地域の活性化につながる活用方法を検討します。

(主な事業：公共施設等総合管理計画の推進事業/財産管理事業)

豊山町公共施設等総合管理計画（抜粋）

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

指針1 施設の長寿命化

施設に不具合が生じてからの修繕等といった事後保全の考え方ではなく、経年劣化や故障が他の箇所に影響を及ぼすのを未然に防ぐ、予防保全の考え方を取り入れます。このことにより、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来にわたり安心・安全に利用できる状態を維持します。

指針2 財政負担の軽減と平準化

町全体として公共施設等の老朽化に対する総合的な対策を進めるため、公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を把握します。また、公共施設等の再編や改修・更新の効率化や時期の分散化などにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

指針3 町民ニーズに応じた施設の最適化

人口構造の変化やライフスタイルの多様化等、町民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方や機能を見直します。また、公民連携等によるサービスの提供を検討し、公共施設等の最適な質と量を維持します。

第4章 公共建築物の施設類型別の管理に関する基本方針

1. 行政系施設

現状

・経過年数の平均は、庁舎等（役場庁舎）とその他行政系施設（資材倉庫、防災倉庫）を含め約22年です。

基本方針

【庁舎等】（役場庁舎）

- ・役場庁舎は、建設後20年経過した施設であり、外壁や屋上防水、空調機器等の老朽化が進行しており、建物・設備の主要な箇所の大規模な修繕の時期を迎えています。
- ・行政事務を行う施設として重要な施設であるだけでなく、災害時には防災拠点として重要な役割を担う施設です。
- ・そのため、予防修繕を計画的に実施します。
- ・その際には、長寿命化の観点から、将来コストを抑制するよう検討します。

【その他行政系施設】（資材倉庫、防災倉庫）

- ・資材倉庫、防災倉庫については、防災上の観点で重要な施設であることから、適正な維持管理、点検等を実施します。

4. 保健福祉施設

現状

・経過年数の平均は、高齢福祉施設（高齢者生きがいセンター）、その他社会福祉施設（総合福祉センターしいの木、総合福祉センター北館さざんか、総合福祉センター南館ひまわり）で約21年です。なかでも、総合福祉センター南館ひまわりは、総務省の大規模改修の実施時期である建設後30年を経過しています。

基本方針

【高齢福祉施設】（高齢者生きがいセンター）

- ・高齢者生きがいセンターは、建設後13年経過した施設であり、大規模修繕を行う時期まで一定期間あるものの、良好な状態を維持するためには日常的な管理が重要であるため、施設管理における点検を実施します。
- ・運営については、今後もシルバー人材センターと協議をしながら、一層の効果的な運用を図るとともに、利用拡大につながるよう維持管理・運営に努めます。

9. 供給処理施設（し尿中継施設）

現状

- ・経過年数の平均は、供給処理施設（久田良木川排水機場、し尿中継施設）で約25年です。し尿中継施設は、総務省の大規模改修の実施時期である建設後30年を経過しています。

基本方針

- ・久田良木川排水機場は建設後18年、し尿中継施設は建設後31年経過した施設であり、施設の劣化が始まっています。良好な状態を維持するためには日常的な管理が重要であるため、施設管理における点検を実施し、安全性の確保に努めます。

【参考】

表 本計画の対象施設の築年数及び経過年数（令和2年現在）

施設名	代表建築年度	最大経過年数
役場庁舎	平成8年（1996年）	24年
磯吉浦資材倉庫	平成4年（1992年）	28年
高齢者生きがいセンター	平成15年（2003年）	17年
し尿中継施設	昭和60年（1985年）	35年

第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画（抜粋）

●基本構想

人がキラリと輝くまち

●基本理念

《第3次豊山町地域福祉計画》

「助け合い 支え合う あたかなまち」
～だれもが笑顔で いきいき暮らせる 明るいまち～

《第3次豊山町地域福祉活動計画》

手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまち

●基本目標

＜地域福祉計画＞

基本目標1 地域における助け合いの充実

地域での助け合い、支え合いを推進するため、地域活動や生きがいの充実に努めます。

基本目標2 福祉サービスの充実

相談体制の充実や福祉サービスに関する情報提供の充実、サービスの質の向上を図り、誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

基本目標3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

地域福祉活動の活動基盤を充実させるため、ボランティアや町民活動に対する支援や担い手の育成、自治会活動等の推進を図ります。

基本目標4 いのち支える仕組みづくり

「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

＜地域福祉活動計画＞

基本目標Ⅰ 仲間を増やし、支え合う担い手づくり

町社協は、地域のつながりを深め、地域で助け合い、支え合う担い手づくりを推進し、地域住民みんなが、みんなのためのサポーターとなることをめざします。

基本目標Ⅱ よりよい支援を受けられる環境づくり

相談体制、福祉サービス及び情報提供の充実・向上を図り、誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努め、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

基本目標Ⅲ みんなが力を合わせるネットワークづくり

町社協のコーディネート機能を強化し、ボランティアや住民活動に対する支援や地域活動組織・団体とのネットワークづくりを推進します。ネットワークづくりが進むことによって、町民誰もが笑顔で話し合えるまちをめざします。

基本目標Ⅳ みんなが見守る地域づくり

誰もが気軽に悩みごとや困りごとを相談できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、町民一人ひとりが、つなぎ、見守るような地域づくりを目指します。

第8次豊山町高齢者福祉計画第7次介護保険事業計画（抜粋）

●基本理念

助け合い 支え合う 健康であたたかなまち
～思いやり 笑顔があふれる 明るいまち～

●基本目標と施策

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

【施策項目】	【具体的内容】
1 介護予防の推進による健康寿命の延伸	1 住民主体の介護予防活動の推進
2 自立生活への支援	1 ニーズの把握と情報の見える化
3 在宅医療支援体制の充実	1 在宅医療相談体制の構築
	2 在宅医療の普及啓発
4 認知症高齢者への支援体制の充実	1 認知症に対する理解の促進
	2 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
	3 若年性認知症施策の強化
	4 認知症の人の介護者への支援
	5 高齢者に優しい地域づくり
	6 認知症やその家族の視点の重点
5 権利擁護の推進	1 高齢者虐待防止に関する啓発
	2 相談・支援体制の整備
6 地域包括支援センターの充実	1 地域包括支援センターの機能強化
	2 地域ケア会議の充実

基本目標2 生きがいつくりの推進

【施策項目】	【具体的内容】
1 高齢者日常生活支援サービスの充実	1 町が実施する事業
	2 豊山町社会福祉協議会が実施する事業
2 社会参加・生きがいつくりの推進	1 社会活動の促進
	2 働く機会の確保
3 福祉のまちづくりの推進	1 人にやさしいまちづくり

基本目標3 介護サービス基盤の整備

【施策項目】	【具体的内容】
1 介護保険制度の適正で円滑な運営	1 介護給付の適正化
2 居宅サービスの充実	1 訪問系サービス
	2 通所系サービス
	3 短期入所系サービス
	4 居宅での暮らしを支えるサービス
	5 居宅に近い生活を提供するサービス
3 施設サービスの充実	1 介護老人福祉施設のサービス
	2 介護老人保健施設のサービス
	3 介護療養型医療施設のサービス
4 地域密着型サービスの充実	1 認知症対応型共同生活介護
	2 地域密着型通所介護

豊山町水防計画（抜粋）

第1節 水防倉庫及び資器材

1 水防倉庫及び資器材の整備

役場倉庫、神明防災倉庫及び磯吉浦防災倉庫に、必要な資器材を備える。

<資料編>

●防災倉庫備蓄資機材

防災倉庫名 備蓄資機材名	役 場	磯 吉 浦
テント（張）		6
ビニールシート（枚）	5 6	2 1
懐中電灯（個）	5 7	
ラジオ付サーチライト（個）	2 0	
携帯用投光器（台）	6	2
コードレスヘッドランプ（個）	1 8	
舟艇（隻）	4	
救命浮輪（個）	3	
木杭（本）	2	5 5
土のう袋（袋）	2, 2 0 0	
土のう（砂入り）（袋）	5 0 0	4 0 0
トラ棚（個）	1 9	
スコップ（丁）	6 6	1 1 2
掛矢（丁）	1 4	3
つるはし（丁）	1 1	
バール（丁）	1 5	
ハンマー（丁）	3	
番線カッター（丁）	2	
のこぎり（丁）	4	
一輪車（台）	2	5 6
発電機（台）	4	2
水中ポンプ（基）		1
チェンブロック（基）	1	1
おの（本）	2	
折り畳みリヤカー（台）	5	1
折り畳み担架（台）	3	
組み立て式仮設トイレ（台）	3	
災害用マンホールトイレ（台）		1 0
簡易トイレ（台）	6 5	
ハソリ（台）		6
バーナー（台）	1	5
毛布（枚）	2 7 0	3 3 0

一般廃棄物処理基本計画（抜粋）

第5章 生活排水処理基本計画

●基本方針

《生活排水処理の将来像》

身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、
生活排水処理率100%を目指す。

《生活排水処理の基本方針》

基本方針1：公共下水道整備区域では、早期の下水道接続を促進する。

基本方針2：公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を促進する。

基本方針3：浄化槽維持管理徹底のため、浄化槽管理者への指導・啓発を検討する。

基本方針4：し尿・浄化槽汚泥は、鴨田エコパークにて安全で安定した処理を行う。

●生活排水処理に係る方策

《公共下水道の推進》

公共下水道整備区域は、生活排水処理の早期実現を目指し、下水道整備計画の進捗を順守し、その整備推進を図る。

《公共下水道による水洗化率の向上》

公共下水道供用開始区域では、水洗化率100%を目指し、早期の接続を促すよう広報啓発を図る。

《合併処理浄化槽の普及》

下水道整備区域外は、合併処理浄化槽の普及促進するため、設置補助などの支援を行う。

《合併処理浄化槽への転換》

単独処理浄化槽の廃止に伴う合併処理浄化槽への転換を図るため、広報啓発に努める。

《浄化槽の適正な維持管理》

浄化槽の機能が充分発揮されるよう、適正な維持管理の実施の重要性について広報啓発に努める。

《し尿及び浄化槽汚泥の適正処理》

鴨田エコパークでは、し尿及び浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、北名古屋衛生組合及び北名古屋市と連携して施設の維持管理に努めるとともに、安定処理のため処理不適物の混入を防ぐよう広報啓発を行う。

豊山町役場庁舎等個別計画

令和 3 年 3 月

発行：豊山町 総務部 総務課

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

TEL0568-28-6003 FAX0568-29-1177